

1 法文等

家庭暴力防治法

中華民國八十七年六月二十四日總統 (87) 華總 (一) 義字第八七〇〇一二二八二〇號令制定公布全文 54 條

第一章 通則

第一條

為促進家庭和諧，防治家庭暴力行為及保護被害人權益，特制定本法。

第二條

本法所稱家庭暴力者，謂家庭成員間實施身體或精神上不法侵害之行為。

本法所稱家庭暴力罪者，謂家庭成員間故意實施家庭暴力行為而成立其他法律所規定之犯罪。

本法所稱騷擾者，謂任何打擾、警告、嘲弄或辱罵他人之言語、動作或製造使人心生畏怖情境之行為。

第三條

本法所稱家庭成員，包括下列各員及其未成年子女：

- 一 配偶或前配偶。
- 二 現有或曾有事實上之夫妻關係、家長家屬或家屬間關係者。
- 三 現為或曾為直系血親或直系姻親。
- 四 現為或曾為四親等以內之旁系血親或旁系姻親。

第四條

本法所稱主管機關：在中央為內政部家庭暴力防治委員會；在省（市）為省（市）政府；在縣（市）為縣（市）政府。

第五條

內政部應設立家庭暴力防治委員會，其職掌如下：

- 一 研擬家庭暴力防治法規及政策。
 - 二 協調、督導及考核有關機關家庭暴力防治事項之執行。
 - 三 提高家庭暴力防治有關機構之服務效能。
 - 四 提供大眾家庭暴力防治教育。
 - 五 協調被害人保護計畫與加害人處遇計畫。
 - 六 協助公、私立機構建立家庭暴力處理程序及推展家庭暴力防治教育。
 - 七 統籌家庭暴力之整體資料，供法官、檢察官、警察人員、醫護人員及其他政府機關相互參酌並對被害人之身分予以保密。
 - 八 協助地方政府推動家庭暴力防治業務並提供輔導及補助。
- 前項第七款資料之建立、管理及使用辦法，由中央主管機關另定之。

第六條

家庭暴力防治委員會，以內政部長為主任委員，民間團體代表、學者及專家之比例不得少於委員總數二分之一。

家庭暴力防治委員會應配置專人分組處理有關業務；其組織規程由中央主管機關定之。

第七條

各級地方政府得設立家庭暴力防治委員會，其職掌如下：

- 一 研擬家庭暴力防治法規及政策。
- 二 協調、督導及考核有關機關家庭暴力防治事項之執行。
- 三 提高家庭暴力防治有關機構之服務效能。
- 四 提供大眾家庭暴力防治教育。
- 五 協調被害人保護計畫與加害人處遇計畫。
- 六 協助公、私立機構建立家庭暴力處理程序及推展家庭暴力防治教育。
- 七 統籌家庭暴力之整體資料，供法官、檢察官、警察人員、醫護人員及其他政府機關相互參酌並對被害人之身分予以保密。

前項家庭暴力防治委員會之組織規程由地方政府定之。

第八條

各級地方政府應各設立家庭暴力防治中心，並結合警政、教育、衛生、社政、戶政、司法等相關單位，辦理下列措施，以保護被害人之權益並防止家庭暴力事件之發生：

- 一 二十四小時電話專線。
- 二 被害人之心裡輔導、職業輔導、住宅輔導、緊急安置與法律扶助。
- 三 給予被害人二十四小時緊急救援、協助診療、驗傷及取得證據。
- 四 加害人之追蹤輔導之轉介。
- 五 被害人與加害人身心治療之轉介。
- 六 推廣各種教育、訓練與宣傳。
- 七 其他與家庭暴力有關之措施。

前項中心得單獨設立或與性侵害防治中心合併設立，並應配置社工、警察、醫療及其他相關專業人員；其組織規程由地方主管機關定之。

第二章 民事保護令

第九條

保護令分為通常保護令及暫時保護令。

被害人、檢察官、警察機關或直轄市、縣（市）主管機關得向法院聲請保護令。

被害人為未成年人、身心障礙者或因故難以委任代理人者，其法定代理人、三親等以內之血親或姻親，得為其向法院聲請保護令。

第十條

保護令之聲請，由被害人之住居所地、相對人之住居所地或家庭暴力發生地之法院管轄。

第十一條

保護令之聲請，應以書面為之。但被害人有受家庭暴力之急迫危險者，檢察官、警察機關、或直轄市、縣（市）主管機關，得以言詞、電信傳真或其他科技設備傳送之方式聲請，並得於夜間或休息日為之。

前項聲請得不記載聲請人或被害人住居所，僅記載其送達處所。

法院為定管轄權，得調查被害人住居所。如聲請人或被害人要求保密被害人住居所，法院應以秘密方式訊問，將該筆錄及相關資料密封，並禁止閱覽。

第十二條

保護令事件之審理不公開。

法院得依職權調查證據，必要時得隔別訊問。

法院於審理終結前，得聽取直轄市、縣（市）主管機關或社會福利機構之意見。

保護令事件不得進行調解或和解。

法院不得以當事人間有其他案件偵查或訴訟繫屬為由，延緩核發保護令。

第十三條

法院受理通常保護令之聲請後，除有不合法之情形逕以裁定駁回者外，應即行審理程序。

法院於審理終結後，認有家庭暴力之事實且有必要者，應依聲請或依職權核發包括下列一款或數款之通常保護令：

- 一 禁止相對人對於被害人或其特定家庭成員實施家庭暴力。
- 二 禁止相對人直接或間接對於被害人為騷擾、通話、通信或其他非必要之聯絡行為。
- 三 命相對人遷出被害人住居所，必要時並得禁止相對人就該不動產為處分行為或為其他假處分。
- 四 命相對人遠離下列場所特定距離：被害人住居所、學校、工作場所或其他被害人或其特定家庭成員經常出入之特定場所。
- 五 定汽、機車及其他個人生活上、職業上或教育上必需品之使用權，必要時並得命交付之。
- 六 定暫時對未成年子女權利義務之行使或負擔由當事人之一方或雙方共同任之、行使或負擔之內容及方法，必要時並得命交付子女。
- 七 定相對人對未成年子女會面交往之方式，必要時並得禁止會面交往。
- 八 命相對人給付被害人住居所之租金或被害人及其未成年子女之扶養費。
- 九 命相對人交付被害人或特定家庭成員之醫療、輔導、庇護所或財物損害等費用。
 - 一〇 命相對人完成加害人處遇計畫：戒癮治療、精神治療、心理輔導或其他治療、輔導。
 - 一一 命相對人負擔相當之律師費。
 - 一二 命其他保護被害人及其特定家庭成員之必要命令。

第十四條

通常保護令之有效期間為一年以下，自核發時起生效。

通常保護令失效前，當事人及被害人得聲請法院撤銷、變更或延長之。延長之期間為一年以下，並以一次為限。

通常保護令所定之命令，於期間屆滿前經法院另為裁判確定者，該命令失其效力。

第十五條

法院為保護被害人，得不經審理程序或於審理終結前，依聲請核發暫時保護令。

法院核發暫時保護令時，得依聲請或依職權核發第十三條第二項第一款至第六款及第十二款之命令。

法院於受理第十一條第一項但書之暫時保護令聲請後，依警察人員到庭或電話陳述家庭暴力之事實，有正當理由足認被害人有受家庭暴力之急迫危險者，除有正當事由外，應於四小時內以書面核發暫時保護令，並得以電信傳真或其他科技設備傳送暫時保護令予警察機關。

聲請人於聲請通常保護令前聲請暫時保護令，其經法院准許核發者，視為已有通常保護令之聲請。暫時保護令自核發時起生效，於法院審理終結核發通常保護令或駁回聲請時失其效力。

暫時保護令失效前，法院得依當事人及被害人之聲請或依職權撤銷或變更之。

第十六條

命相對人遷出被害人住居所或遠離被害人之保護令，不因被害人同意相對人不遷出或不遠離而失其效力。

第十七條

保護令除第十五條第三項情形外，應於核發後二十四小時內發送當事人、被害人、警察機關及直轄市、縣（市）主管機關。

直轄市、縣（市）主管機關應登錄各法院所核發之保護令，並隨時供法院、警察機關及其他政府機關查閱。

第十八條

法院應提供被害人或證人安全出庭之環境與措施。

第十九條

關於保護令之裁定，除有特別規定者外，得為抗告。

保護令之程序，除本章別有規定外，準用非訟事件法有關規定。非訟事件法未規定者，準用民事訴訟法有關規定。

第二十條

保護令之執行，由警察機關為之。但關於金錢給付之保護令，得為執行名義，向法院聲請強制執行。警察機關應依保護令，保護被害人至被害人或相對人之住居所，確保其安全占有住居所、汽、機車或其他個人生活上、職業上或教育上必需品。

當事人或利害關係人對於警察機關執行保護令之內容有異議時，得於保護令失效前，向原核發保護令之法院聲明異議。

關於聲明異議之程序，準用強制執行法之規定。

第二十一條

外國法院關於家庭暴力之保護令，經聲請中華民國法院裁定承認後，得執行之。

當事人聲請法院承認之外國法院關於家庭暴力之保護令，有民事訴訟法第四百零二條第一款至第三款所列情形之一者，法院應駁回其聲請。

外國法院關於家庭暴力之保護令，其核發地國對於中華民國法院之保護令不予承認者，法院得駁回其聲請。

第三章 刑事程序

第二十二條

警察人員發現家庭暴力罪或違反保護令罪之現行犯時，應逕行逮捕之，並依刑事訴訟法第九十二條規定處理。

雖非現行犯，但警察人員認其犯家庭暴力罪嫌疑重大，且有繼續侵害家庭成員生命、身體或自由之危險，而符合刑事訴訟法所定之逕行拘提要件者，應逕行拘提之。並即報請檢察官簽發拘票。如檢察官不簽發拘票時，應即將被拘提人釋放。

第二十三條

家庭暴力罪或違反保護令罪之被告經檢察官或法院訊問後，認無羈押之必要，而逕命具保、責付、限制住居或釋放者，得附下列一款或數款條件命被告遵守：

- 一 禁止實施家庭暴力行為。
- 二 命遷出被害人之住居所。
- 三 禁止對被害人為直接或間接之騷擾、接觸、通話或其他聯絡行為。
- 四 其他保護被害人安全之事項。

檢察官或法院得依當事人之聲請或依職權撤銷或變更依前項規定所附之條件。

第二十四條

被告違反檢察官或法院依前條第一項規定所附之條件者，檢察官或法院得命撤銷原處分，另為適當之處分；如有繳納保證金者，並得沒入其保證金。

前項情形，偵查中檢察官得聲請法院羈押之；審判中法院得命羈押之。

第二十五條

第二十三條、第二十四條第一項之規定，於羈押中之被告，經法院裁定停止羈押者，準用之。

停止羈押中之被告違反法院依前項規定所附之釋放條件者，法院於認有羈押必要時，得命再執行羈押。

第二十六條

檢察官或法院為第二十三條第一項及前條第一項之附條件處分或裁定時，應以書面為之，並送達於被告及被害人。

第二十七條

警察人員發現被告違反檢察官或法院依第二十三條第一項、第二十五條第一項規定所附之條件者，應即報告檢察官或法院。第二十二條之規定於本條情形準用之。

第二十八條

家庭暴力罪及違反保護令罪之告訴人得委任代理人到場。但檢察官或法院認為必要時，得命本人到場。

對智障被害人或十六歲以下被害人之訊問或詰問，得依聲請或依職權在法庭外為之，或採取適當隔離措施。被害人於本項情形所為之陳述，得為證據。

第二十九條

對於家庭暴力罪或違反保護令罪案件所為之起訴書、不起訴處分書、裁定書或判決書，應送達於被害人。

第三十條

犯家庭暴力罪或違反保護令罪而受緩刑之宣告者，在緩刑期內應付保護管束。

法院為前項緩刑宣告時，得命被告於緩刑付保護管束期間內，遵守下列一款或數款事項：

- 一 禁止實施家庭暴力行為。
- 二 命遷出被害人住居所。
- 三 禁止對被害人為直接或間接之騷擾、接觸、通話或其他聯絡行為。
- 四 命接受加害人處遇計畫：戒癮治療、精神治療、心理輔導或其他治療、輔導。
- 五 其他保護被害人或其特定家庭成員安全或更生保護之事項。

法院為第一項之緩刑宣告時，應即通知被害人及其住居所所在地之警察機關。

受保護管束人違反第二項保護管束事項情節重大者，撤銷其緩刑之宣告。

第三十一條

前條之規定，於受刑人經假釋出獄付保護管束者，準用之。

第三十二條

檢察官或法院依第二十三條第一項、第二十五條第一項、第三十條第二項或前條規定所附之條件，得指揮司法警察執行之。

第三十三條

有關政府機關應訂定並執行家庭暴力罪或違反保護令罪受刑人之處遇計畫。

前項計畫之訂定及執行之相關人員應接受家庭暴力防治教育及訓練。

第三十四條

監獄長官應將家庭暴力罪或違反保護令罪受刑人預定出獄之日期或脫逃之事實通知被害人。但被害人之所在不明者，不在此限。

第四章 父母子女與和解調解程序

第三十五條

法院依法為未成年子女酌定或改定權利義務之行使或負擔之人時，對已發生家庭暴力者，推定由加害人行使或負擔權利義務不利於該子女。

第三十六條

法院依法為未成年子女酌定或改定權利義務之行使或負擔之人或會面交往之裁判後，發生家庭暴力者，法院得依被害人、未成年子女、主管機關、社會福利機構或其他利害關係人之請求為子女之最佳利益改定之。

第三十七條

法院依法准許家庭暴力加害人會面交往其未成年子女時，應審酌子女及被害人之安全，並得為下列一款或數款命令：

- 一 命於特定安全場所交付子女。
- 二 命由第三人或機關團體監督會面交往，並得定會面交往時應遵守之事項。
- 三 以加害人完成加害人處遇計畫或其他特定輔導為會面交往條件。
- 四 命加害人負擔監督會面交往費用。
- 五 禁止過夜會面交往。
- 六 命加害人出具準時、安全交還子女之保證金。
- 七 其他保護子女、被害人或其他家庭成員安全之條件。

法院如認有違背前項命令之情形，或准許會面交往無法確保被害人或其子女之安全者，得依聲請或依職權禁止之。如違背前項第六款命令，並得沒入保證金。

法院於必要時，得命有關機關或有關人員保密被害人或子女住居所。

第三十八條

各直轄市及縣（市）政府應設未成年子女會面交往處所或委託辦理。

前項會面交往處所應有受過家庭暴力安全及防制訓練之人員，其設置辦法及監督會面交往與交付子女之程序由各直轄市及縣（市）主管機關另訂之。

第三十九條

法院於訴訟或調解程序中如認為有家庭暴力之情事時，不得進行和解或調解，但有下列情形之一者，不在此限：

- 一 行和解或調解之人曾受家庭暴力防治之訓練並以確保被害人安全之方式進行和解或調解。
- 二 准許被害人選定輔助人參與和解或調解。
- 三 其他行和解或調解之人認為能使被害人免受加害人脅迫之程序。

第五章

預防與治療

第四十條

警察人員處理家庭暴力案件，必要時應採取下列方法保護被害人及防止家庭暴力之發生：

- 一 於法院核發第十五條第三項之暫時保護令前，在被害人住居所守護或採取其他保護被害人及其家庭成員之必要安全措施。
- 二 保護被害人及其子女至庇護所或醫療處所。
- 三 保護被害人至被害人或相對人之住居所，確保其安全占有保護令所定個人生活上、職業上或教育上之必需品。

四 告知被害人其得行使之權利、救濟途徑及服務措施。

警察人員處理家庭暴力案件，應製作書面紀錄，其格式由中央警政主管機關訂之。

第四十一條

醫事人員、社工人員、臨床心理人員、教育人員、保育人員、警察人員及其他執行家庭暴力防治人員，在執行職務時知有家庭暴力之犯罪嫌疑者，應通報當地主管機關。

前項通報人之身分資料應予保密。

主管機關接獲通報後，必要時得自行或委託其他機關或防治家庭暴力有關機構、團體進行訪視、調查。

主管機關或受其委託之機關、機構或團體進行訪視、調查時，得請求警察、醫療、學校或其他相關機關或機構協助，被請求之機關或機構應予配合。

第四十二條

醫院、診所對於家庭暴力之被害人，不得無故拒絕診療及開立驗傷診斷書。

第四十三條

衛生主管機關應擬訂及推廣有關家庭暴力防治之衛生教育宣導計畫。

第四十四條

直轄市及縣（市）政府應製作家庭暴力被害人權益、救濟及服務之書面資料，以供被害人取閱，並提供執業醫師、醫療機構及警察機關使用。

醫師在執行業務時，知悉其病人為家庭暴力被害人時，應將前項資料交付病人。

第一項資料不得記明庇護所之住址。

第四十五條

中央衛生主管機關應訂定家庭暴力加害人處遇計畫規範，其內容包括下列各款：

- 一 處遇計畫之評估標準。
- 二 司法機關、家庭暴力被害人保護計畫之執行機關（構）、加害人處遇計畫之執行機關（構）間之連繫及評估制度。
- 三 執行機關（構）之資格。

第四十六條

加害人處遇計畫之執行機關（構）得為下列事項：

- 一 將加害人接受處遇情事告知被害人及其辯護人。
 - 二 調查加害人在其他機構之處遇資料。
 - 三 將加害人之資料告知司法機關、監獄監務委員會、家庭暴力防治中心及其他有關機構。
- 加害人處遇計畫之執行機關（構）應將加害人之恐嚇、施暴、不遵守計畫等行為告知相關機關。

第四十七條

直轄市、縣（市）政府應提供醫療機構及戶政機關家庭暴力防治之相關資料，俾醫療機構及戶政機關將該相關資料提供新生兒之父母、住院未成年人之父母、辦理結婚登記之新婚夫妻及辦理出生登記之人。

前項資料內容應包括家庭暴力對於子女及家庭之影響及家庭暴力之防治服務。

第四十八條

社會行政主管機關應辦理社工人員及保育人員防治家庭暴力之在職教育。

警政主管機關應辦理警察人員防治家庭暴力之在職教育。

司法院及法務部應辦理相關司法人員防治家庭暴力之在職教育。

衛生主管機關應辦理或督促相關醫療團體辦理醫護人員防治家庭暴力之在職教育。

教育主管機關應辦理學校之輔導人員、行政人員、教師及學生防治家庭暴力之在職教育及學校教育。

第四十九條

各級中小學每學年應有家庭暴力防治課程。

第六章 罰則

第五十條

違反法院依第十三條、第十五條所為之下列裁定者，為本法所稱之違反保護令罪，處三年以下有期徒刑、拘役或科或併科新臺幣十萬元以下罰金：

- 一 禁止實施家庭暴力行為。
- 二 禁止直接或間接騷擾、接觸、通話或其他連絡行為。
- 三 命遷出住居所。
- 四 遠離住居所、工作場所、學校或其他特定場所。
- 五 命完成加害人處遇計畫：戒癮治療、精神治療、心理輔導或其他治療、輔導。

第五十一條

違反第四十一條第一項規定者，處新臺幣六千元以上三萬元以下罰鍰。但醫事人員為避免被害人身體緊急危難而違反者，不罰。

違反第四十二條規定者，處新臺幣六千元以上三萬元以下之罰鍰。

第七章 附則

第五十二條

警察機關執行保護令及處理家庭暴力案件辦法，由中央主管機關定之。

第五十三條

本法施行細則，由中央主管機關定之。

第五十四條

本法自公布日施行。

第二章至第四章、第五章第四十條、第四十一條、第六章自公布後一年施行。

家庭暴力防治法
中華民國 87 年（1998 年）6 月 24 日 總統公布

第 1 章 通則

第 1 条

この法律は、家庭の平和の促進、家庭暴力の防止及び被害者權益の保障を図ることを目的とする。

第 2 条

この法律において「家庭暴力」とは、家族成員の間において身体又は精神に不法な侵害を与える行為をいう。

この法律において「家庭暴力罪」とは、家族成員の間における故意の家庭暴力によって、他の法律に定める罪を犯すことをいう。

この法律において「騷擾行為」とは、すべての迷惑、恐喝、他人を輕蔑又は侮辱する言動、若しくは他人に恐怖を与えることをいう。

第 3 条

この法律において「家族成員」とは、次に掲げる各人員及びその未成年の子をいう。

配偶者又は前配偶者。

現在又は以前に事実上の夫婦の關係を有する者、家長尊属又は家族の關係を有する者。

現在又は以前に直系血族又は直系姻族である者。

現在又は以前に四親等内の傍系血族又は傍系姻族である者。

第 4 条

この法律において「主管機關」とは中央において、内政部家庭暴力防治委員會、省（市）において、省（市）政府、県（市）において、県（市）政府を指す。

第 5 条

内政部は家庭暴力防治委員會を設置しなければならない。その職掌は、次に掲げる各号である。

家庭暴力防止に関する法規及び政策を検討・立案すること。

家庭暴力防止事項を実施する関連機關の協議監督、考査をすること。

家庭暴力防止機構のサービスを向上させること。

国民に家庭暴力防止教育を行うこと。

被害者保護計画及び加害者処遇計画を調整すること。

行政及び民間の家庭暴力処理手続及び家庭暴力防止教育推進に協力すること。

家庭暴力に関する資料を作成し、それを裁判官、檢察官、警察官、医療關係者及びその他の政府機關の参考のため提供すること、又、被害者の身分について秘密を保持すること。

地方政府の家庭暴力防止業務の普及に協力し、指導及び補助すること。

前項第 7 号の資料の整備,管理及び使用方法については,中央政府主管機関が別に定めることとする。

第 6 条

家庭暴力防治委員会の主任委員は内政部長をもって充てることとする。民間団体代表,学者,専門家の比率は,委員総数の二分の一以下であってはならない。

家庭暴力防治委員会は専門の担当者を配置し家庭暴力に関する業務の処理を行わなければならない。その組織規程は,中央機関が定めることとする。

第 7 条

各地方政府は,家庭暴力防治委員会を設置しなければならない。その職掌は,次に掲げる各事項である。

家庭暴力防止の法規及び政策を研究し且つ立案すること。

関連機関の家庭暴力防止事項の執行について,これを調整,監督,考査すること。

家庭暴力防止に関わる機構のサービスを向上させること。

国民に家庭暴力防止教育を行うこと。

被害者保護計画及び加害者処遇計画を調整すること。

行政及び民間の家庭暴力処理手続及び家庭暴力防止教育の整備に協力すること。

家庭暴力に関する資料を作成し,裁判官,検察官,警察官,医療関係者及びその他の政府機関の参考のため提供し,また被害者の身分について秘密を保持すること。

前項の家庭暴力防治委員会の組織規程は,地方政府が定めることとする。

第 8 条

各地方政府は家庭暴力防止センターを設置し,警察,教育,衛生,社会福祉,戸籍,司法などの関連機関と共同で次に掲げる各事項を行い,被害者權益を保護し,家庭暴力事件の発生を防止する。

専用ダイヤル 24 時間電話サービス。

被害者にカウンセリング,職業指導、住宅援助,一時保護及び法律扶助を推供すること。

被害者に 24 時間緊急救援活動を提供すること,被害者の診療を援助し,また被害の証拠を収集すること。

加害者の追跡指導を仲介すること。

被害者及び加害者の心身の治療を仲介すること。

各種教育,訓練及び宣伝を普及すること。

その他の家庭暴力防止に関連する措置を行うこと。

前項に掲げる救援センターは,独白に又は性侵害防止センターと合併して設立することができる。同センターにはソーシャルワーカー,警察,医療,及びその他の専門家を配置しなければならない。その組織規程は,地方主管機関が定めることとする。

第 2 章 民事保護命令

第 9 条

保護命令は、「通常保護命令」及び「一時保護命令」とする。

被害者、検察官、警察機関又は直轄市、県（市）主管機関は裁判所に保護命令を請求することができる。

被害者が未成年、心身の障害を有する者又は代理人を委任することが困難な事情がある場合は、その法定代理人、三親等内の血族又は姻族が裁判所に保護命令を請求することができる。

第 10 条

保護命令の申立ては、被害者の住居、相手方の住居又は家庭暴力が発生した地の裁判所の管轄とする。

第 11 条

保護命令の申立ては、書面でしなければならない。但し、被害者に家庭暴力危害を与えられる虞があり、且つその危害が切迫した場合は、検察官、警察機関又は直轄市、県（市）主管機関は、口頭、ファクシミリ又はその他の送信方法によって保護命令を申し立てることができる。なお、夜間又は休日でも保護命令を申し立てることができる。

前項の申立てには、申立人又は被害者の住居を記載せず、送達先のみ記載する。

裁判所は、管轄地を定めるために、被害者の住居所を調査することができる。申立人又は被害者が被害者の住居所を秘密にすることを要求する場合は、裁判所は、秘密方式で尋問を行わなければならない。尋問の記録及び関連資料等の書類は密封し、その閲覧を禁止する。

第 12 条

保護命令事件は非公開とする。

裁判所は職権によって証拠を調べることができる。必要な場合は、個別尋問を行うことができる。

裁判所は審理を終結する前に、直轄市、県（市）主管機関又は社会福祉機関の意見を聴取しなければならない。

保護命令事件は、調停又は和解手続を行うことができない。

裁判所は、当事者がほかの事件の捜査又は訴訟に係属していることを理由にして、保護命令を発することを遅延させることができない。

第 13 条

裁判所は「通常保護命令」の申立てを受理した後、申立てが違法である場合直ちにこれを却下する場合を除き、速やかに審理手続を行わなければならない。

裁判所は審理を終結した後、家庭暴力の事実があり、かつ必要と認める場合は、請求又は職権によって、次に掲げる各項の「通常保護命令」を発する。

相手方に、被害者又はその特定の家族成員に対する家庭暴力を禁止すること。

相手方に、直接又は間接に被害者に対する騒擾行為、電話、通信又はその他の必要がない連絡行為を行うことを禁止すること。

相手方に、被害者の住居からの転出を命令すること。なお、必要と認める場合は、相手方に当該不動産の処分又はその他の仮処分を禁止すること。

相手方に対して、次に掲げる「特定の場所」に近づかないように命令すること。被害者の住居、学校、職場、又はその他の被害者若しくはその特定の家族成員が常に出入りする場所。

自動車、バイク及びその他の個人生活上、職業上又は教育上の必要品の使用権を定めること、必要な場合は、その交付を命令すること。

未成年の子に対する権利義務の行使又は負担は、当事者の一方又は双方によって、一時的に共同でその行使又は負担の内容及び方法を行うことを定める。必要と認める場合には、子を引き渡すことを命令すること。

相手方とその未成年の子の面会及び交流方法を定めること。必要な場合は、その面会交流を禁止すること。

相手方に、被害者の住居の家賃又は被害者及びその未成年の子に対する養育費の給付を命令すること。

相手方に、被害者又は特定の家族成員の医療、ケア、シェルター又は財物の損害などに支出した費用の交付を命令すること。

相手方に以下に掲げる加害者の処遇計画を命令すること：薬物治療、精神治療、カウンセリング又はその他の治療、補導。

加害者に相当な弁護士費用の負担を命令すること。

その他の被害者又はその特定の家族成員を保護するための必要な措置を命令すること。

第 14 条

「通常保護命令」の有効期間は 1 年以下とし、発令時から有効とする。

「通常保護命令」が失効する前に、当事者及び被害者は裁判所にその取消し、変更又は延長を請求することができる。延長期間は、1 年以下とし、延長回数は、1 回に限るものとする。

「通常保護命令」に定める命令は、満期となる前に裁判所のほかの判決が確定した場合は、その効力は失われる。

第 15 条

裁判所は被害者を保護するため、審理手続を経ず又は審理を終結する前に、申立てによって「一時保護命令」を発することができる。

裁判所は「一時保護命令」を発する場合は、申立て又は職権によって第 13 条第 2 項第 1 号から第 6 号まで及び第 12 号の命令を発する。

裁判所は第 11 条第 1 項但書の「一時保護命令」の申立てを受理した後、警察官が法廷に出頭し又は電話で家庭暴力の事実を陳述することによって、被害者が家庭暴力を受ける虞があり、かつ事態が緊急であると認める場合は、正当な理由のある場合を除き、4 時間以内に書面で「一時保護命令」を発しなければならない。この命令はファクシミリ又はその他科学設

備で警察機関に送信することができる。

申立人は「通常保護命令」を請求する前に「一時保護命令」を請求することとし、これを裁判所が発することを認めた場合は、通常保護命令を請求したものと見なす。

「一時保護命令」は発令の時から有効とし、裁判所が審理を終結し「通常保護命令」を発布した場合若しくは申立てを撤回した場合はその効力を失う。

「一時保護命令」の失効の前に、裁判所は当事者及び被害者の申立て又は職権によってこれを取り消し又は変更することができる。

第 16 条

相手方に被害者の住居から退去すること又は被害者から離れることを命令する保護命令は、加害者が退去せず又は離れないことに被害者が同意したときもその効力を失わない。

第 17 条

第 15 条第 3 項の状況を除き、保護命令は発令後 24 時間以内に当事者、被害者、警察機関及び県（市）主管機関に送達しなければならない。

直轄市、県（市）主管機関は各裁判所が発した保護命令を登録しなければならず、これを常に裁判所、警察機関及びその他政府機関の閲覧に供する。

第 18 条

裁判所は、被害者又は証人が出頭する際に安全な環境および設備を提供しなければならない。

第 19 条

保護命令の規定に対しては、特別規定のあるときを除き、抗告することができる。

保護命令の手続は、本章において別に規定するときを除き、非訟事件法に関する規定を準用することとする。非訟事件法に規定がない場合は、民事訴訟法に関する規定を準用することとする。

第 20 条

保護命令の施行は、警察機関が行う。但し、金銭給付の保護命令はこれを執行名義として、裁判所に強制執行を請求することができる。

警察機関は、保護命令により、被害者が被害者又は相手方の住居における安全を保護し、被害者が住居、自動車・バイク又はその他の個人生活上、職業上又は教育上の必要な品を安全に占有することを確保する。

当事者又は利害関係を有する者は、警察機関が執行する保護命令の内容に異議がある場合は、保護命令が失効する前に、保護命令を発した裁判所に異議の申立てを行うことができる。

異議の申立てを行う手続に関しては、強制執行法の規定を準用する。

第 21 条

外国裁判所の家庭暴力に関する保護命令は、申立てによって中華民国裁判所の認定を裁定してから、それを執行することができる。

当事者が、裁判所の認定があった外国裁判所の家庭暴力に関する保護命令を請求した場合、

民事訴訟法第 402 条第 1 号から第 3 号に定める状況の一に該当する場合は、裁判所はその請求を却下しなければならない。

外国裁判所の家庭暴力に関する保護命令は、それを発する他国は中華民国裁判所の保護命令を認めない場合は、裁判所はその申立てを却下することができる。

第 3 章 刑事手続

第 22 条

警察官は、家庭暴力罪又は保護命令違反の現行犯を発見したときは、直ちに逮捕しなければならない。このときは刑事訴訟法第 92 条により処理する。

現行犯でない場合は、警察官は、その者が家庭暴力罪を犯した疑いが重大であり、かつ、家族成員の生命、身体又は自由を継続的に侵害する虞があり、かつ刑事訴訟法で定める令状によらない逮捕要件を充す場合は、令状がなくして直ちに逮捕することができる。被疑者を逮捕した後、できる限り速やかに検察官に逮捕状を発することを求めなければならない。検察官が逮捕状を発しない場合は、直ちにその者を釈放しなければならない。

第 23 条

家庭暴力罪を犯し又は保護命令罪に違反した被告人は、検察官又は裁判官の尋問を受けた後、勾留される必要がないと判断され、保釈、住居の制限又は釈放を言い渡されたときは、次に掲げる各号の一又は数号の条件に付し、これを遵守しなければならない。

家庭暴力行為を禁止すること。

被害者の住居からの転出。

被害者に対する直接又は間接の騷擾行為、電話等の接触行為又はその他連絡行為の禁止。

その他の被害者の安全を保護するための措置。

検察官又は裁判所は当事者の申立て又は職権により前項に定める条件を取り消し、又はこれを変更することができる。

第 24 条

被告は、検察で一又は裁判所が前条の第 1 項の規定に付する条件に違反した場合は、検察官又は裁判所は原処分を取り消し、ほかに適当な処分を与える。保証金を納付した場合は、それを没収することができる。前項の場合、取調べ中に、検察官は裁判所に加害者の勾留を請求することができる。公判中に、裁判所は勾留を命令することができる。

第 25 条

第 23 条、第 24 条第 1 項の規定は、勾留中の被告訴人に対して、裁判所が勾留執行停止命令の決定をした場合、これを準用する。

勾留執行停止をされた被告人が、裁判所が前項規定によって付する釈放の条件に違反した場合は、裁判所は勾留の必要があると認めるときは、その再執行を命令することができる。

第 26 条

検察官又は裁判所は、第 23 条第 1 項及び前条第 1 項により付する条件の処分又は裁定をする場合は、書面でこれをしなければならない。これは被告及び被害者に送達する。

第 27 条

警察官は、被告人が第 23 条第 1 項、第 25 条第 1 項の規定により検察官又は裁判所が付する条件に違反したことを発見した場合は、直ちに検察官又は裁判所に報告しなければならない。第 22 条の規定は本条にこれを準用する。

第 28 条

家庭暴力罪及び保護命令違反罪の告訴は、代理人を委任して行うことができる。但し、検察官又は裁判所が必要と認めるときは、本人の出頭を命令することができる。

知的障害者又は 16 歳以下の被害者に対する尋問又は質問は、申立て又は職権により法廷外で行い、又は適当な隔離装置を用いること。被害者が本項の状況に従って述べた陳述は証拠として用いることができる。

第 29 条

家庭暴力罪又は保護命令違反罪についての起訴状、不起訴処分書、裁定書又は判決書は被害者に送達しなければならない。

第 30 条

家庭暴力罪を犯し又は保護命令に違反して刑の執行猶予の宣告を言い渡された者は、執行猶予期間中保護観察に付する。

裁判所は、前項の刑の執行猶予を宣告する際、被告人に執行猶予付き保護観察期間中に次に掲げる各号の事項の遵守を命令することができる。

家庭暴力行為の禁止。

被害者の住居からの転出。

被害者に対する直接又は間接の嫌がらせ、接触、電話又はその他の連絡行為の禁止。

加害者処遇計画を受けることを命令する：薬物治療、精神治療、カウンセリング又はその他の治療、指導。

その他の被害者又はその特定の家族成員の安全を保護すること、又は更生保護に関する事項。

裁判所は、第 1 項の刑の執行猶予の宣告を言い渡す際は、直ちに被害者若しくはその居住地区の警察機関に知らせなければならない。

保護観察を受ける被告人が、第 2 項の保護観察事項に違反し、かつその情状が重大である場合は、刑の執行猶予を取り消すこととする。

第 31 条

前条の規定について、受刑者を仮出獄保護観察に付する定めを準用する。

第 32 条

検察官又は裁判所は、第 23 条第 1 項、第 25 条第 1 項、第 30 条第 2 項又は前条の規定に付

する条件により,司法警察員を指揮し執行する事ができる。

第 33 条

政府機関は,家庭暴力罪又は保護命令違反罪の受刑者処遇計画を制定しかつそれを執行しなければならない。

前項の計画を定立及び執行する人員は,家庭暴力予防教育及び訓練を受けなければならない。

第 34 条

刑務所長官は,家庭暴力罪又は保護令罪違反した受刑者の(刑務所)出所日又は受刑者が逃走した事実を被害者に知らせなければならない。但し,被害者の所在が不明である場合は,この限りでない。

第 4 章 父母子と和解調停手続

第 35 条

裁判所は,法律に従って,未成年の子の権利義務を行使する者あるいは負担する者を定めるとき,あるいは変更するとき,家庭暴力を起こした者,暴力をふるうおそれのある者が,子の権利義務を行使し負担することが,子の利益にならないと判断することができる。

第 36 条

裁判所は,法により未成年子女のために権利義務の行使又それを負う者を選任又は改めた後又は面会方法に関する審判を下した後に家庭暴力が発生した場合は,裁判所が子の最善の利益を前提として被害者,未成年の子,主管機関,社会福祉機関又は利害関係人の申立てによって権利義務の行使又は負担する者を変更する。

第 37 条

裁判所は法により家庭暴力加害者がその未成年の子と面会,交流することを許可する場合は,関連子女及び被害者の安全を斟酌し,下に掲げる各号の命令をしなければならない。

特定かつ安全な場所に子を引き渡すことを命令する。

第三者又は機関団体が面会交流を監督することを命令し,且つ面会交流する際に加害者が遵守すべき事項を定めること。

面会を条件として加害者に加害者処遇計画又はその他特別に定める指導をすることを命令する。

加害者に面会の費用を負担することを命令する。

宿泊を伴う面会を禁止する。

加害者に定刻通りかつ安全に子を引き渡すことを証明する保証金を納付することを命令する。

その他の子,被害者又はその他の家族成員の安全を保護する条件。

裁判所は前項の命令に違反した場合,又は面会を許した場合は,被害者又はその子の安全

を確保することができない場合は、申立て又は職権によってその面会を禁止することができる。前項の第 6 号の命令に違反した場合は、保証金を没取することができる。

裁判所は、必要な場合は、関連機関又は人員に被害者又はその子の住居に関して秘密を保持することを命令する。

第 38 条

各直轄市及び県(市)政府は未成年子面会センターを設置し、又はその設置を委託しなければならない。

前項の面会センターは、家庭暴力安全及び防御訓練を受けた人員を配しなければならない。その設置方法及び面会の監督及び子の引き渡し手続は、各直轄市及び県(市)主管機関が別に定めることとする。

第 39 条

裁判所は訴訟又は調停手続中に家庭暴力があることを認める場合は和解又は調停を行うことができない。但し次に掲げる各状況の一に当たる場合は、この限りでない。

和解又は調停を行う者は家庭暴力防止の訓練を受けた者が、且つ被害者の安全を確保する方法として和解又は調停を行うこと。

被害者が補助人を選任し和解又は調停に参加すること。

その他の和解又は調停を行う者は被害者が加害者からの脅迫を受けない事ができることを認める手続。

第 5 章 予防と治療

第 40 条

警察は家庭暴力事件を処理する際に、必要な場合は次に掲げる方法をとって、被害者を保護し家庭暴力の発生を防止する。

裁判所が第 15 条第 3 項の「一時保護命令」を発する前に、被害者の安全をその住居において守ること、又はその他の被害者及びその家族成員を保護するため必要且つ安全な方法をとること。

被害者及びその子女をシェルター又は医療機関まで安全に送り届けること。

被害者を被害者又は加害者の住居にまで安全に送り届け、被害者が保護命令に定める個人生活上、職業上又は教育上の必要な品を安全に占有することを確保すること。

被害者に権利、救済方法及び、福祉サービスを行使することができることを告知すること。

警察は、家庭暴力事件を処理する際、書面による記録を作らなければならない、その構成は、
中 央 警 政 機 関 が 定 め る こ と と す る 。

第 41 条

医療、ソーシャルワーカー、カウンセラー、教育、保育、警察及びその他家庭暴力防止にあたる人員は、職務を執行する際に家庭暴力犯罪の嫌疑者がいることを知った場合は、現地の主管

機関に通報しなければならない。

前項の通報者の身分、資料の秘密は保持しなければならない。

主管機関は通報を受理した後、必要なときには、自ら又はその他の機関又は家庭暴力防止に関する機関に委託し、訪問、調査を行う。

主管機関又は委託を受けた機関、機構又は団体は、訪問、調査を行うときに、警察、医療、学校又はその他関連ある機関又は機構の協力を求める。請求を受けた機関又は機構はそれに協力しなければならない。

第 42 条

病院、診療所は、家庭暴力の被害者に対して、正当な理由なくその診療及び身体診断書の作成を断ることができない。

第 43 条

衛生主管機関は、家庭暴力防止に関する衛生教育の宣伝計画を定立し及びそれを普及させなければならない。

第 44 条

直轄市及び県(市)政府は、家庭暴力被害者に関する権益、救済及びサービスについての資料を制作し、それを被害者に閲覧させ、又は医師医療機構及び警察機関が使用するために提供する。

医師は、医療業務を執行する際に、該当患者が家庭暴力の被害者であることを知った場合は、前項の資料を患者に交付しなければならない。

第 1 項の資料にシェルターの住所を記載しないこと、。

第 45 条

中央衛生主管機関は、家庭暴力加害者処遇計画規範を定立する。その内容は、次に掲げる各事項を含む。

処遇計画を評定する規準。

司法機関、家庭暴力被害者保護計画を執行する機関(機構)と加害者処遇計画を執行する機関(機構)の間の連携及び評価制度。

執行機関の資格。

第 46 条

加害者処遇計画の執行機関は、次に掲げる各項を行うことができる。

加害者が処遇を受けていることを被害者及びその弁護人に告知すること。

加害者がその他の機構で受ける処遇に関する資料を調査すること。

加害者の資料を司法機関、刑務所刑務委員会、家庭暴力防治センター及びその他の該当機関に告知すること。

加害者処遇計画を執行する機関(機構)は、加害者の恐喝、暴行、計画を守らない等の行為を該当機関に通知しなければならない。

第 47 条

直轄市、県(市)政府は、医療機関及び戸籍機関に家庭暴力防止に関する資料を提供しなければならない。これは医療機関及び戸籍機関が新生児の父母、未成年者の入院患者の父母、結婚登記を登録する新婚夫婦及び出生登記を登録する人のために提供する。

前項の資料の内容には、家庭暴力が子及び家庭に対する影響及び家庭暴力防止に関するサービスなどの事項が含まれていなければならない。

第 48 条

社会行政主管機関は、ソーシャルワーカー及び保育職に家庭暴力防止に関する在職教育を行わなければならない。

警察主管機関は、警察人員に家庭暴力防止に関する在職教育を行わなければならない。

司法法院及び法務部は関連司法に家庭暴力の防止に関する在職教育を行わなければならない。

衛生主管機関は、関連医療団体が医療人員に家庭暴力の防止に関する在職教育を行うよう指導し又は促さなければならない。

教育主管機関は、学校の指導、行政、教師及び学生に家庭暴力の防止に関する在職教育及び学校教育を行わなければならない。

第 49 条

各小、中学校に各学年ごとに家庭暴力の予防に関する課程を設けなければならない。

第 6 章 罰則

第 50 条

第 13 条、第 15 条に規定した以下の命令に違反した者は、保護命令違反罪として、3 年以下の有期懲役、または拘留、もしくは新台湾元 10 万元以下の罰金を併科することができる。

家庭暴力を行うことの禁止。

直接あるいは間接の騷擾、接触、電話あるいはその他の連絡行為の禁止。

住居の転出命令。

住居、勤務先、学校あるいは特定の場所からの隔離。

加害者処遇プログラムの達成：中毒治療、精神治療、カウンセリング、あるいはその他の治療および指導等。

第 51 条

第 41 条第 1 項の規定に違反した者は、新台湾元 6 千元以上 3 万元以下の罰金に処す。但し、医療機関に属する者は、被害者の身体的緊急危機を回避するために行った場合にやむをえず違反した場合にはこれを罰しない。

第 42 条の規定に違反したときは、これを新台湾元 6 千以上 3 万元以下の罰金に処す。

第 52 条

警察機関が執行する保護命令および家庭暴力事件を処理する方法は、中央主管機関が定め

る。

第 53 条

本法の施行細則は,中央主管機構が定める。

第 54 条

本法は公布の日より施行する。

第 2 章ないし第 4 章及び第 5 章第 40 条,第 41 条,第 6 章の規定は公布の 1 年後に施行する。

(出典: 戒能民江編「ドメスティック・バイオレンス防止法」尚学社)

第十二章 保安処分

- 第八六条 十四歳未満であるために罰しない者に対しては、感化教育施設に送致して感化教育を施すことができる。
- ①十八歳未満であるためにその刑を減輕した者に対しては、刑の執行完了後又は赦免後、感化教育施設に送致して感化教育を施すことができる。但し三年以下の懲役、拘留、又は罰金を宣告したときは、執行前にこれを行うことができる。
- ③感化教育期間は、三年以下とする。
- ④第二項但書の場合に、感化教育の執行によって刑の執行を免すことができる。
- 第八七条 心神喪失のために罰しない者に対しては、適當な場所に收容して監護を施すことができる。
- ③精神耗弱又は智力、言語に障害があるためにその刑を減輕した者に対しては、刑の執行完了後又は赦免後に、適當な場所に收容して監護を施すことができる。
- ③前二項の処分期間は、三年以下とする。
- 第八八条 阿片を吸食し又はモルヒネを注射し、若しくはコカイン、ヘロイン又はその化合物の使用の罪を犯した者に対しては、適當な場所に收容して禁絶処分を施すことができる。
- ②前項の処分は、刑の執行前に行う。その期間は、六箇月以下とする。
- ④禁絶処分の執行によって法院が刑の執行を要しないと認めるときは、その刑の執行を免すことができる。
- 第八九条 酒乱によって罪を犯した者に対しては、刑

- の執行完了又は赦免後、適當な場所に收容して禁絶処分を施すことができる。
- ④前項の処分期間は、三箇月以下とする。
- 第九〇条 犯罪の習慣又は犯罪の常習者若しくは放蕩、怠惰が習慣となつて罪を犯した者に対しては、刑の執行完了又は赦免後、労働施設に送致して強制作業をさせることができる。
- ②前項の処分期間は、三年以下とする。
- 第九一条 第二百八十五条の罪を犯した者に対しては、適當な施設に送致して強制的に治療することができる。
- ②前項の処分は、刑の執行前に行う。その期間は、治療の時までとする。
- 第九二条 第八十六条乃至第九十条の処分は、その場合に照し保護観察を以て代へることができる。
- ②前項の保護観察期間は、三年以下とする。それが効果を収めることができなかつたときは、何時でも取り消してなお前項の処分を執行することができる。
- 第九三条 執行猶予の宣告を受けた者に対しては、猶予期間内に保護観察に付すことができる。
- ②仮出獄者に対しては、仮出獄中に保護観察に付す。
- ④前二項の場合に、保護観察規則に違反してその情状が重大であるときは、執行猶予の宣告又は仮出獄を取り消すことができる。
- 第九四条 保護観察は、警察官署、自治団体、慈善団体、本人の最も近い親族又はその他適當な者が行う。
- 第九五条 外国人が有期懲役以上の刑の宣告を受けたときは、刑の執行完了又は赦免後に強制退去させることができる。
- 第九六条 保安処分は、裁判の時に併せて宣告する。但し仮出獄又は刑の赦免後に保安処分を付したときは、この限りでない。
- 第九七条 第八十六条乃至第九十条及び第九十二条の規定によつて宣告した保安処分の期間満了前に撤換して執行する必要があると認めるときは、法院は、その処分の執行を免すことができる。若し延長の必要があると認めるときは、法院は、法定期間の範囲内において酌量して延長することができる。
- 第九八条 第八十六条、第八十七条、第八十九条及び

第九十条の規定によつて宣告した保安処分は、刑の執行完了又は赦免後において執行の必要がないと認めるときは、法院は、その処分の執行を免すことができる。

第九九条 第八十六条乃至第九十一条の保安処分は、執行すべき日から三年を経過して執行しないときは、法院の許可を得なければ執行することができない。

第二百五十二條

案件有左列情形之一者，應為不起訴之處分：

- 一 曾經判決確定者。
- 二 時效已完成者。
- 三 曾經大赦者。
- 四 犯罪後之法律已廢止其刑罰者。
- 五 告訴或請求乃論之罪，其告訴或請求已經撤回或已逾告訴期間者。
- 六 被告死亡者。
- 七 法院對於被告無審判權者。
- 八 行為不罰者。
- 九 法律應免除其刑者。
- 一〇 犯罪嫌疑不足者。

第二百五十三條

第三百七十六條所規定之案件，檢察官參酌刑法第五十七條所列事項，認為以不起訴為適當者，得為不起訴之處分。

第二百五十三條之一

被告所犯為死刑、無期徒刑或最輕本刑三年以上有期徒刑以外之罪，檢察官參酌刑法第五十七條所列事項及公共利益之維護，認以緩起訴為適當者，得定一年以上三年以下之緩起訴期間為緩起訴處分，其期間自緩起訴處分確定之日起算。

追訴權之時效，於緩起訴之期間內，停止進行。

刑法第八十三條第三項之規定，於前項之停止原因，不適用之。

第三百二十三條第一項但書之規定，於緩起訴期間，不適用之。

第二百五十三條之二

檢察官為緩起訴處分者，得命被告於一定期間內遵守或履行左列各款事項：

- 一 向被害人道歉。
- 二 立悔過書。
- 三 向被害人支付相當數額之財產或非財產上之損害賠償。
- 四 向公庫或指定之公益團體、地方自治團體支付一定之金額。

五 向指定之公益團體、地方自治團體或社區提供四十小時以上二百四十小時以下之義務勞務。

六 完成戒癮治療、精神治療、心理輔導或其他適當之處遇措施。

七 保護被害人安全之必要命令。

八 預防再犯所為之必要命令。

檢察官命被告遵守或履行前項第三款至第六款之事項，應得被告之同意；第三款、第四款並得為民事強制執行名義。

第一項情形，應附記於緩起訴處分書內。

第一項之期間，不得逾緩起訴期間。

第二百五十三條之三

被告於緩起訴期間內，有左列情形之一者，檢察官得依職權或依告訴人之聲請撤銷原處分，繼續偵查或起訴：

一 於期間內故意更犯有期徒刑以上刑之罪，經檢察官提起公訴者。

二 緩起訴前，因故意犯他罪，而在緩起訴期間內受有期徒刑以上刑之宣告者。

三 違背第二百五十三條之二第一項各款之應遵守或履行事項者。

檢察官撤銷緩起訴之處分時，被告已履行之部分，不得請求返還或賠償。

司法院 <http://wjirs.judicial.gov.tw/jirs/rule.asp> より入手可能

家庭暴力加害人處遇計畫規範

民國 90 年 02 月 01 日衛署醫字第 0 九 0000 五六五三號修正公告

第一章 總則

一、本規範依家庭暴力防治法（以下簡稱本法）第四十五條規定訂定之。

二、本規範所稱處遇計畫，指下列各款之治療或輔導：

- （一）戒癮治療。
- （二）精神治療。
- （三）心理輔導。
- （四）其他治療與輔導。

前項第四款所稱輔導，包括認知教育輔導。

三、本規範所稱處遇計畫執行機構（以下簡稱執行機構），指下列之機構：

- （一）經中央衛生主管機關醫院評鑑合格之醫學中心、區域醫院、精神科醫院、設有精神科病房之地區醫院。
- （二）直轄市、縣（市）社區性心理衛生中心（以下簡稱心理衛生中心）。
- （三）經直轄市、縣（市）政府指定之相關機構、團體或專業人員（以下簡稱指定之執行機構）。

四、經中央衛生主管機關醫院評鑑合格之醫學中心、區域醫院、精神科醫院、設有精神科病房之地區醫院，得施行下列各款之處遇計畫：

- （一）戒癮治療。
- （二）精神治療。
- （三）心理輔導。
- （四）其他治療與輔導。

五、心理衛生中心及指定之執行機構，得施行下列各款之處遇計畫：

- （一）心理輔導。
- （二）其他輔導。

六、執行機構施行加害人處遇計畫之心理輔導或其他輔導，除指定之執行機構外，必要時得委託相關機構、團體或專業人員為之。

七、加害人處遇計畫之內容，得參酌下列標準決定之：

- （一）相對人有酗酒或濫用藥物之行為者。
- （二）相對人罹患精神疾病或疑似罹患精神疾病者。
- （三）相對人對被害人慣行施予暴力行為者。
- （四）相對人對被害人施予暴力行為情節嚴重者。

第二章 相對人鑑定

八、直轄市、縣（市）政府家庭暴力防治中心（以下簡稱防治中心）應成立相對人鑑定小組（以下簡稱鑑定小組），依法院囑託鑑定相對人有無施以處遇計畫之必要。

前項鑑定小組由下列人員組成：

- (一) 精神科專科醫師。
- (二) 心理工作人員。
- (三) 社會工作人員、少年調查官、少年保護官或觀護人。

第一項鑑定，應由地方政府編列預算辦理之。

九、防治中心對於法院之囑託鑑定，應指定鑑定小組成員一人至三人為之，並檢視下列資料；其資料不全者，應請法院或相關機關提供：

- (一) 民事保護令聲請書狀影本。
- (二) 警察機關處理家庭暴力案件調查紀錄表影本。
- (三) 警察機關處理家庭暴力案件現場報告表影本。
- (四) 防治中心訪視會談記錄表影本。
- (五) 被害人驗傷診斷證明書或驗傷單影本。
- (六) 判決書(緩刑或假釋者)。
- (七) 危險評估量表。
- (八) 相對人前科資料(無前科者免提)。
- (九) 其他相關資料。

十、相對人不依指定期日接受鑑定時，防治中心應即通知囑託法院。

十一、鑑定人員應依相對人之身心狀況，視其有無精神異常、酗酒、濫用藥物、人格違常或行為偏差等及其與家庭暴力有無因果關係，鑑定相對人應否接受戒癮治療、精神治療、心理輔導或其他治療、輔導，並作成處遇計畫建議書。

十二、法院檢送相對人相關資料，囑託進行書面鑑定者，防治中心應即指定鑑定人員進行書面審查，作成處遇計畫建議書。

十三、警察機關接獲命相對人接受鑑定之暫時保護令時，應命相對人確實遵行。

十四、防治中心應於鑑定之日起七日內，將處遇計畫建議書送交囑託法院。

第三章 加害人處遇計畫

十五、加害人經法院裁定命完成處遇計畫者，應依裁定所定期日至指定之警察機關報到，接受處遇計畫之執行安排。防治中心接獲前項裁定後，應即安排適當之執行機構及開始接受治療或輔導之期日，並通知警察機關、執行機構、被害人及其辯護人或執行保護管束之地方方法院檢察署。

加害人未依前二項期日報到者，警察機關或執行機構應即通知防治中心。

十六、執行機構執行加害人處遇計畫時，應擬訂適當之治療或輔導計畫。

十七、執行機構認加害人處遇計畫有延長、縮短其期間或變更內容之必要者，應敘明理由及建議意見，通知防治中心。

十八、防治中心接獲前項通知，應即通知當事人及被害人，得依本法第十四條第二項規定向法院聲請撤銷、變更或延長通常保護令。

十九、加害人有接受處遇計畫之意願且經主管機關調查認定其確屬經濟困難者，得依規定向

地方政府申請補助處遇計畫部分費用。

二十、加害人有恐嚇、施暴或未遵守治療、輔導計畫者，執行機構應即以書面通知防治中心。

二十一、防治中心接獲執行機構通知加害人有本法第四十六條第二項所定情事或不依規定接受處遇計畫或接受時數不足時，應即通知警察機關或地方法院檢察署。

二十二、加害人處遇計畫完成後，執行機構應於十日內將執行情形通知防治中心。

第四章 附則

二十三、防治中心辦理加害人處遇計畫業務，應置專責人員，負責聯絡、協調及建立個案檔案資料。

前項專責人員之姓名、聯絡電話應知會法院、地方法院檢察署、警察機關及執行機構。

執行機構辦理加害人處遇計畫，應置聯絡人，並知會防治中心。

二十四、加害人依本法第三十條第二項及第三十一條規定保護管束裁定應接受之處遇計畫，適用本規範之規定。

家庭暴力加害者の処遇計画に関する規範(仮訳)

第1章 総則

- 1 本規範は、家庭暴力防止法(以下「本法」という。)第45条の規定により定める。
- 2 本規範において処遇計画とは、下記の治療あるいは療法をいう。
 - 一 嗜癖治療
 - 二 精神治療
 - 三 心理療法
 - 四 その他の治療及び療法前第四号の治療及び療法には、認知教育療法を含む。
- 3 本規範において処遇計画執行機構(以下「執行機構」という。)とは、下記の機構をい
 - 一 中央衛生主管機関による病院評価に合格した医療センター、広域病院、精神科病院、精神科の病棟を有する地区病院
 - 二 直轄市、県(市)心理衛生センター(以下「心理衛生センター」という。)
 - 三 直轄市、県(市)政府が指定する相当の機構、団体あるいは専門家(以下「指定の執行機関」という。)
- 4 中央衛生主管機関による病院評価に合格した医療センター、広域病院、精神科病院、精神科の病棟を有する地区病院は、下記の処遇計画を実施することができる。
 - 一 嗜癖治療
 - 二 精神治療
 - 三 心理療法
 - 四 その他の治療及び療法
- 5 心理衛生センター及び指定の執行機構は、下記の処遇計画を実施することができる。
 - 一 心理療法
 - 二 その他の治療及び療法
- 6 加害者処遇計画の心理療法あるいはその他の療法を実施する執行機構は、指定の執行機構を除くほか、必要なときは、相当の機構、団体あるいは専門家に委託することができる。
- 7 加害者処遇計画の内容は、下記を標準として参酌し、これを決定することができる。
 - 一 アルコール中毒あるいは薬物乱用の行為者である対象者
 - 二 精神病に罹患し、あるいは精神病の罹患が疑われる対象者
 - 三 被害者に対して習慣的に暴力を振るう対象者
 - 四 被害者に対して重大な暴力を振るう対象者

第二章 対象者の鑑定

- 8 直轄市、県(市)の家庭暴力防止センター(以下「防止センター」という。)が編成す

る対象者の鑑定班は、裁判所の囑託により、対象者に処遇計画を施す必要性の有無を鑑定する。

前項の鑑定班は、下記の人員構成による。

- 一 精神科の専門医
- 二 セラピスト
- 三 ソーシャルワーカー、少年調査官、少年保護官あるいは観護人

第一項の鑑定は、地方政府が編成する予算で、これを弁じるものとする。

- 9 防止センターは、裁判所の囑託鑑定に対し、鑑定班の構成員として一人から三人を指定するものとし、下記の資料を点検し、その資料が揃わない者については、裁判所あるいは相当の機関に提供を求めるものとする。

- 一 民事保護令の請求書の写し
- 二 警察機関が処理した家庭暴力案件の調査記録の写し
- 三 警察機関が処理した過程暴力案件の現場報告の写し
- 四 防止センターに訪れて相談した記録の写し
- 五 被害者の受傷した診断証明書あるいは受傷カルテの写し
- 六 判決書(執行猶予者あるいは仮釈放者)
- 七 危険性評価カード
- 八 対象者の前科資料(無前科者は提出不用)
- 九 その他関係資料

- 10 対象者が指定期日に鑑定を受けなかったときは、防止センターはただちに囑託裁判所に通知するものとする。

- 11 鑑定人は、対象者の心身の状況により、その精神異常、アルコール中毒、薬物乱用、性格異常、行為障害等の有無及びそれが与える家庭暴力との因果関係の有無をみて、嗜癖治療、精神治療、心理療法あるいはその他治療・療法の受けるか否かについて、対象者を鑑定し、並びに、処遇計画の提案書を作成する。

- 12 裁判所は、対象者の関係資料を送り、書面鑑定者に進行を囑託する。防止センターは、ただちに鑑定人を指定して書面審査を進行させ、処遇計画の提案書を作成する。

- 13 警察機関は、対象者が鑑定の暫時保護令を受けたときは、確実に遵守させるものとする。

- 14 防止センターは、鑑定の日から起算して七日以内に、処遇計画の提案書を囑託裁判所に送付する。

第三章 加害者処遇計画

- 15 加害者で裁判所の裁定によって処遇計画の完遂を命じられた者は、裁定による所定期日までに指定の警察機関に出頭し、処遇計画の執行日程を受け取る。

防止センターは、前項の裁定を受けた後、直ちに適当な執行機関及び治療あるいは療法の開始期日を調整し、並びに、警察機関、執行機構、被害者及びその弁護人あるいは

保護観察を執行する地方検察署に通知する。

加害者が前二項の期日に出頭しなかった場合は、警察機関あるいは執行機構がただちに防止センターに通知する。

- 16 執行機構は、加害者処遇計画を執行するときは、適当な治療あるいは療法の計画を検討するものとする。
- 17 執行機構が加害者処遇計画の延長、その期間の短縮あるいは内容の変更の必要を認めた場合は、理由及び提案意見を明らかにして、防止センターに通知するものとする。
- 18 防止センターが前項の通知を受け取ったら、ただちに当事者及び被害者に通知し、本法第 14 条第 2 項の規定により、裁判所に対し解除あるいは処遇計画の変更を請求するものとする。
- 19 加害者で処遇計画を受ける意志があり、かつ、主管機関が調査して経済的に困難であると認定した者は、規定により、地方政府に処遇計画の一部費用の補助を申請することができる。
- 20 加害者がおどしをしたり、暴力を振るったり、あるいは治療や療法計画を遵守しない場合は、執行機構がただちに書面をもって防止センターに通知するものとする。
- 21 執行機構の通知を受けた防止センターは、加害者に本法第 46 条第 2 項所定の状況があり、あるいは、規定に依らない処遇計画の受療あるいは時数不足の受療があるときは、ただちに警察機関あるいは地方検察所に通知するものとする。
- 22 処遇計画が完了した加害者については、執行機構は十日以内に執行状況を防止センターに通知するものとする。

第四章 附則

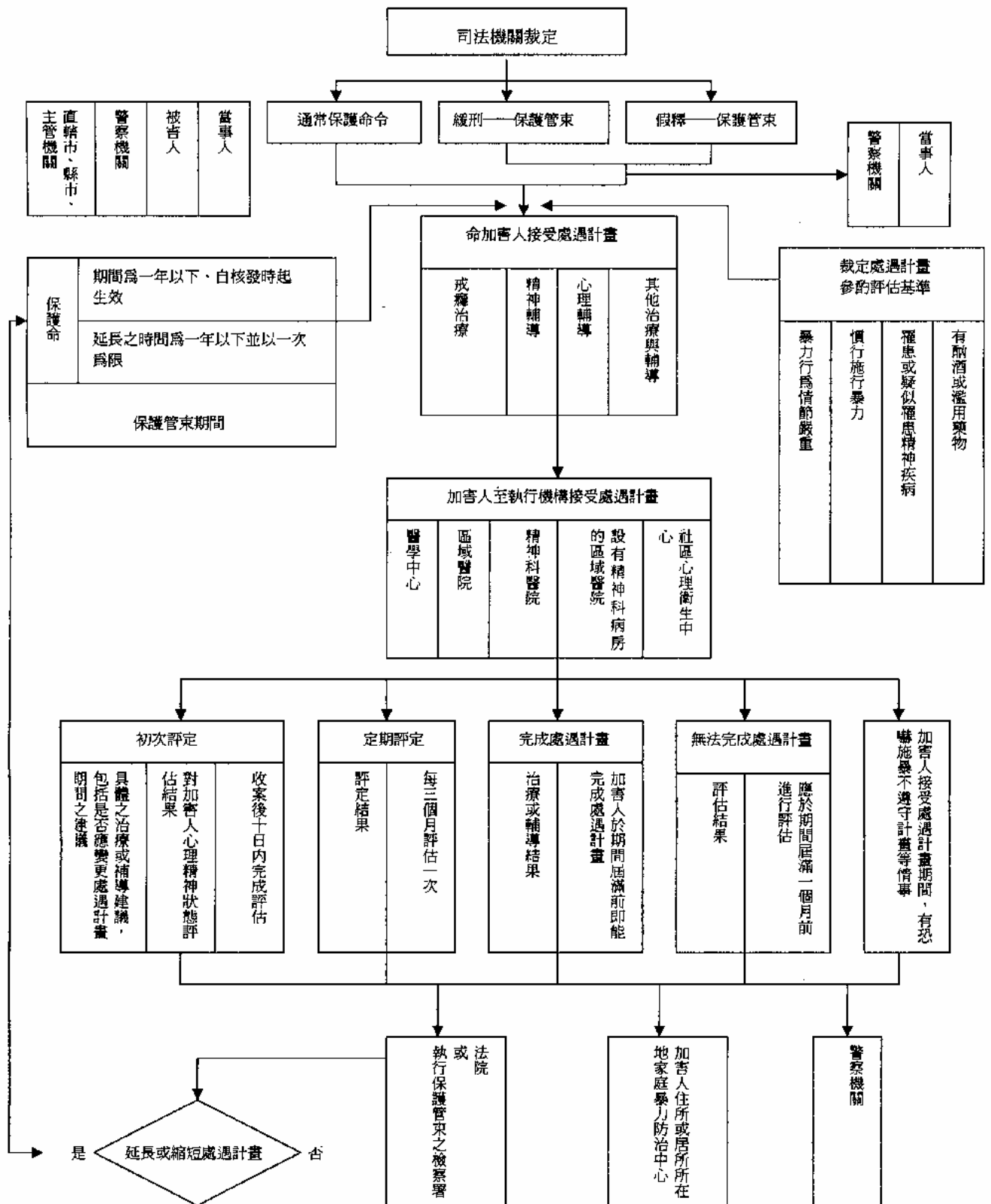
- 23 加害者処遇計画の業務を実施する防止センターは、専任の人員を置き、連絡の責任を負い、協調し、個別事案の資料を編纂する。

前項の専任人員の氏名、連絡電話を、裁判所、地方検察署、警察機関及び執行機構に知らせるものとする。

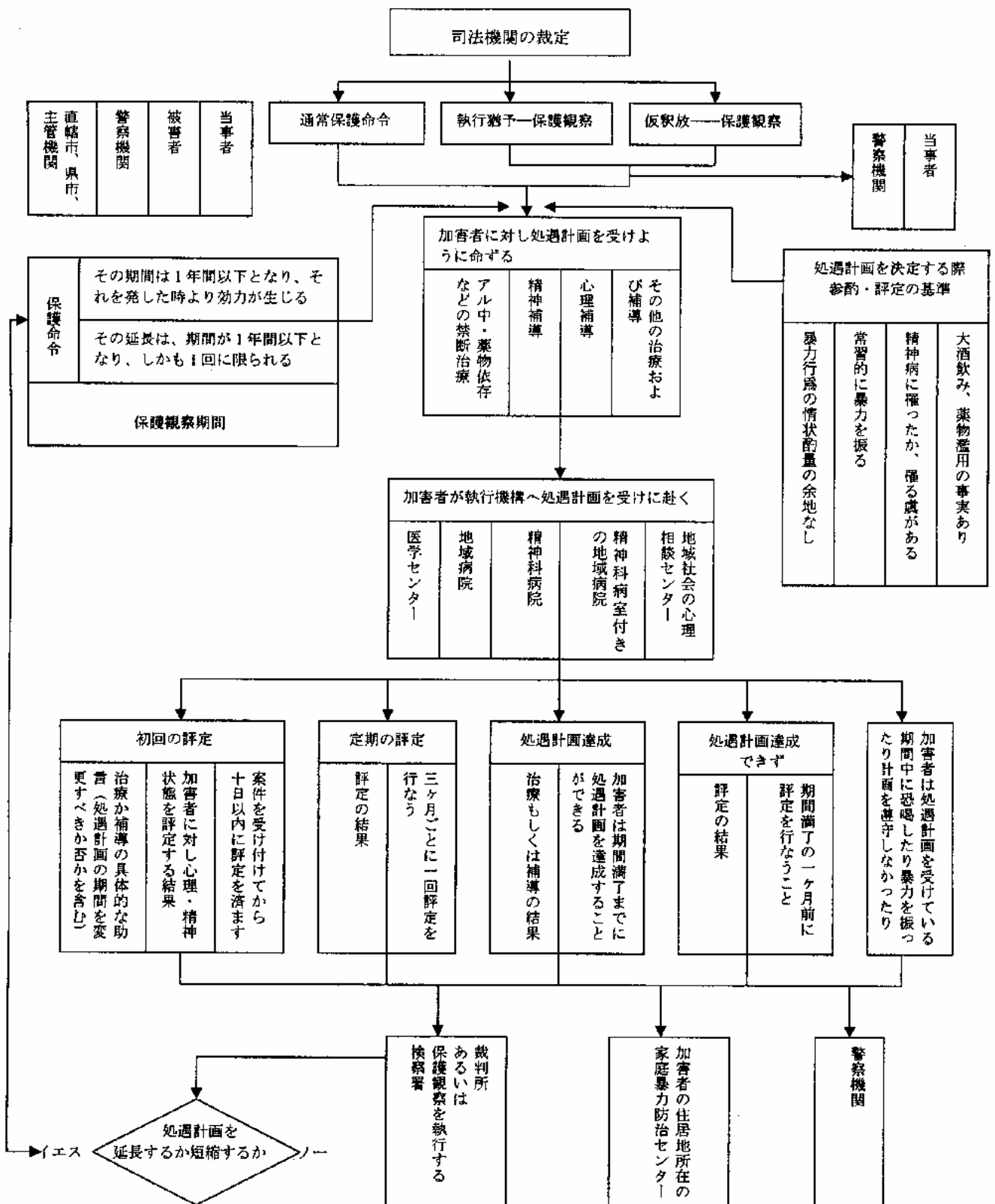
加害者処遇計画を実施する執行機構は、連絡担当者を置き、防止センターに知らせるものとする。

- 24 本法第 30 条第 2 項及び第 31 条の規定により保護観察処分で処遇計画を受ける加害者に本規範の規定を準用する。

家庭暴力加害人處遇計畫處理流程



家庭暴力加害者に対する処遇計画の処理のフローチャート



行政院衛生署評鑑合格之醫學中心、區域醫院、精神科醫院、設有精神科病床之地區醫院資料表

縣市別	醫 院 名 稱	地 址	電 話	評 鑑 結 果
台北市	國立台灣大學醫學院附設醫院	台北市常德街1號	(02) 23123456	醫學中心
	三軍總醫院附設民眾診療服務處	台北市汀州路3段8號	(02) 23658308	醫學中心
	台北榮民總醫院	台北市石牌路2段201號	(02) 28712121	醫學中心
	財團法人國泰綜合醫院	台北市仁愛路4段280號	(02) 27082121	準醫學中心
	財團法人新光吳火獅紀念醫院	台北市文昌路95號	(02) 28332211	區域醫院
	財團法人基督復臨安息會臺安醫院	台北市八德路二段424號	(02) 27718151	區域醫院
	台北市立中興醫院	台北市鄭州路145號	(02) 25523234	區域醫院
	台北市立仁愛醫院	台北市仁愛路4段10號	(02) 27093600	區域醫院
	台北市立陽明醫院	台北市雨聲街105號	(02) 28353460	區域醫院
	台北市立和平醫院	台北市廣州街14號	(02) 23880614	區域醫院
	台北市立萬芳醫院	台北市興隆路3段21號	(02) 29307930	區域醫院
	財團法人振興復健醫學中心	台北市振興街45號	(02) 28264400	區域醫院
	財團法人私立台北醫學院附設醫院	台北市吳興街252號	(02) 27372181	區域醫院
	財團法人中心診所醫院	台北市忠孝東路4段77號	(02) 27510221	準區域醫院
	國軍松山醫院民眾診療服務處	台北市健康路131號	(02) 27642151	準區域醫院
	台北市立忠孝醫院	台北市同德路87號	(02) 27861288	準區域醫院
	台北市立療養院	台北市松德路309號	(02) 27263141	精神科專科教學醫院
	國軍北投醫院民眾診療服務處	台北市新民路60號	(02) 28959808	精神科專科教學醫院
	松山醫院	台北市南京東路五段324號	(02) 27480989	精神科專科醫院
	培靈醫院	台北市八德路四段355號	(02) 27606116	精神科專科醫院
	私立台北仁濟院附設仁濟療養院	台北市西園路二段42號	(02) 23080262	精神科專科醫院
台北縣	財團法人馬偕紀念醫院淡水分院	台北縣淡水鎮民生路45號	(02) 28094661	準醫學中心
	行政院衛生署台北醫院	台北縣新莊市思源路127號	(02) 22765566	區域醫院
	財團法人亞東紀念醫院	台北縣板橋市南雅南路二段21號	(02) 29546200	區域醫院
	財團法人天主教會耕莘醫院	台北縣新店市中正路362號	(02) 22193391	區域醫院
	行政院衛生署八里療養院	台北縣八里鄉華富山32號	(02) 26101664	精神科專科教學醫院
	財團法人仁濟療養院新莊分院	台北縣新莊市瓊林路100巷27號	(02) 22015222	精神科專科醫院
	長青醫院	台北縣淡水鎮寶興路1-5號	(02) 26220561	精神科專科醫院
	泓安醫院	台北縣淡水鎮下圭柔山91巷2號	(02) 26232681	精神科專科醫院
	台安醫院	台北縣三芝鄉楓子林路42-5號	(02) 26371600	精神科專科醫院
	名恩療養院	台北縣鶯歌鎮鶯桃路二段62號	(02) 26701092	精神科專科醫院
	靜養醫院	台北縣三峽鎮中山路459巷92號	(02) 26710427	精神科專科醫院
	宏慈療養院	台北縣新店市安泰路157號	(02) 22151177	精神科專科醫院
	宏濟神經精神科醫院	台北縣新店市安忠路57巷5號	(02) 22121100	精神科專科醫院
基隆市	財團法人長庚紀念醫院基隆分院	基隆市麥金路222號	(02) 24313131	區域醫院
	國軍基隆醫院	基隆市正榮街100號	(02) 24631979	準區域醫院
	行政院衛生署基隆醫院	基隆市信義區信二路268號	(02) 24292525	地區教學醫院
	南光神經精神科醫院	基隆市基金一路91號	(02) 24310023	精神科專科醫院
桃園縣	財團法人長庚紀念醫院林口分院	桃園縣龜山鄉復興街5號	(03) 3281200	醫學中心
	行政院衛生署桃園醫院	桃園縣桃園市中山路1492號	(03) 3699721	準醫學中心
	國軍桃園總醫院	桃園縣桃園市復興路184號	(03) 4897190	區域醫院
	飯盛綜合醫院	桃園縣桃園市三民路3段106號	(03) 3379340	準區域醫院
	桃園榮民醫院	桃園縣桃園市成功路三段100號	(03) 3384889	地區教學醫院
	行政院衛生署桃園療養院	桃園縣桃園市龍壽街71號	(03) 3698553	精神科專科教學醫院
	行政院衛生署新竹醫院	新竹市經國路1段442巷25號	(03) 5329186	區域醫院
新竹市				
新竹縣	財團法人天主教湖口仁慈醫院	新竹縣湖口鎮忠孝路29號	(03) 5993500	地區教學醫院
	竹東榮民醫院	新竹縣竹東鎮中豐路一段81號	(03) 5962134	地區教學醫院
苗栗縣				
	財團法人為恭紀念醫院	苗栗縣頭份鎮水源路417巷13號	(037) 676811	地區教學醫院

台中市	台中榮民總醫院	台中市港路三段 160 號	(04) 3592525	醫學中心
	財團法人私立中國醫藥學院附設醫院	台中市育德路 75 號	(04) 2062121	準醫學中心
	澄清綜合醫院及中港分院	台中市平等街 139 號	(04) 2203171	區域醫院
	私立中山醫學院附設孫中山先生紀念醫院	台中市台中港路 1 段 23 號	(04) 2015111	區域醫院
	財團法人台中仁愛之家附設靜和醫院	台中市南屯路一段 156 號	(04) 3711129	精神科專科醫院
台中縣	國軍台中總醫院	台中縣太平鄉中山路二段 384 號	(04) 3934191	區域醫院
	光田綜合醫院大甲分院	台中縣大甲鎮經國路 321 號	(04) 6885599	區域醫院
	沙鹿廣綜合醫院	台中縣沙鹿鎮成功西街 8 號	(04) 6621116	區域醫院
	行政院衛生署豐原醫院	台中縣豐原市安康路 100 號	(04) 5271180	準區域醫院
	財團法人仁愛綜合醫院大里分院	台中縣大里市東榮路 483 號	(04) 4819900	地區教學醫院
彰化縣	財團法人彰化基督教醫院	彰化縣彰化市中華路 176 號	(04) 7225121	準醫學中心
	秀傳紀念醫院	彰化縣彰化市中山路一段 542 號	(04) 7256166	區域醫院
	靜元精神科醫院	彰化縣二水鄉山腳路 3 段 211 號	(04) 8795911	精神科專科醫院
南投縣	行政院衛生署草屯療養院	南投縣草屯鎮玉屏路 161 號	(049) 323891	精神科專科教學醫院
雲林縣	行政院衛生署雲林醫院	雲林縣斗六市雲林路二段 519 號	(05) 5323911	地區教學醫院
嘉義市	嘉義基督教醫院	嘉義市忠孝路 539 號	(05) 2765041	區域醫院
	財團法人天主教聖馬爾定醫院	嘉義市大雅路二段 565 號	(05) 2780040	準區域醫院
	嘉義榮民醫院	嘉義市拔子林 60 號	(05) 2359630	地區教學醫院
嘉義縣	華濟醫院	嘉義縣太保市北港路二段 601 巷 66 號	(05) 2378111	準區域醫院
	溝橋榮民醫院	嘉義縣竹崎鄉石麻園 38 號	(05) 2791072	地區醫院
台南市	國立成功大學醫學院附設醫院	台南市勝利路 138 號	(06) 2353535	醫學中心
	財團法人奇美醫院台南分院	台南市樹林街二段 442 號	(06) 2228116	區域醫院
	行政院衛生署台南醫院	台南市中山路 125 號	(06) 2200055	區域醫院
	台南市立醫院	台南市崇德路 670 號	(06) 2691911	區域醫院
台南縣	行政院衛生署新營醫院	台南縣新營市信義街 73 號	(06) 6351131	地區教學醫院
	行政院衛生署嘉南療養院	台南縣仁德鄉中山路 870 巷 80 號	(06) 2796393	精神科專科教學醫院
	財團法人台南仁愛之家附設心理療養院	台南縣新化鎮中山路 20 號	(06) 5902336	精神科專科醫院
高雄市	高雄醫學大學附設中和紀念醫院	高雄市十全一路 102 號	(07) 3121101	醫學中心
	高雄榮民總醫院	高雄市大中一路 386 號	(07) 3422121	醫學中心
	國軍高雄總醫院	高雄市中正一路 2 號	(07) 7496751	區域醫院
	國軍左營醫院	高雄市軍校路 553 號	(07) 5817121	區域醫院
	阮綜合醫院	高雄市成功一路 162 號	(07) 3334322	區域醫院
	高雄市立民生醫院	高雄市凱旋二路 134 號	(07) 7210375	準區域醫院
	高雄市立凱旋醫院	高雄市凱旋二路 130 號	(07) 7513171	精神科專科教學醫院
	高雄靜和醫院	高雄市民族二路 178 號	(07) 2229612	精神科專科醫院
高雄縣	財團法人長庚紀念醫院高雄分院	高雄縣鳥松鄉大埤路 123 號	(07) 7317123	準醫學中心
	財團法人高雄仁愛之家附設慈惠醫院	高雄縣大寮鄉鳳屏一路 459 號	(07) 7030315	精神科專科教學醫院
	良仁神經精神科醫院	高雄縣阿蓮鄉民族路 391 號	(07) 6317866	精神科專科醫院
	樂安醫院	高雄縣岡山鎮通校路 300 號	(07) 6256791	精神科專科醫院
屏東縣	人愛綜合醫院	屏東縣屏東市民生路 184 號	(08) 7338141	區域醫院
	行政院衛生署屏東醫院	屏東縣屏東市自由路 270 號	(08) 7363011	地區教學醫院
	龍泉榮民醫院	屏東縣內埔鄉昭勝路安平一巷 1 號	(08) 7704115	地區醫院
	天仁醫院	屏東縣內埔鄉北寧路 142 號	(08) 7787059	精神科專科醫院
	屏安醫院	屏東縣麟洛鄉中山路 166 號	(08) 7211777	精神科專科醫院
	財團法人迦樂醫院	屏東縣新埤鄉進化路 12-200 號	(08) 2982487	精神科專科醫院

宜蘭縣	財團法人羅許基金會羅東博愛醫院	宜蘭縣羅東鎮南昌街 83 號	(039) 543131	區域醫院
	財團法人天主教羅東聖母醫院	宜蘭縣羅東鎮中正南路 160 號	(039) 544106	準區域醫院
	員山榮民醫院	宜蘭縣員山鄉榮光路 38 號	(039) 222141	地區醫院
	佛教普門醫院慢性病分院	宜蘭縣員山鄉深溝路 30 之 20 號	(039) 220292	地區醫院
台東縣	財團法人馬偕紀念醫院台東分院	台東縣台東市長沙街 303 巷 1 號	(089) 310150	區域醫院
	行政院衛生署台東醫院	台東縣台東市五權街 1 號	(089) 324112	地區教學醫院
花蓮縣	財團法人佛教慈濟綜合醫院	花蓮縣花蓮市中央路三段 707 號	(038) 561825	準醫學中心
	基督教門諾會醫院	花蓮縣花蓮市民權路 44 號	(038) 227161	準區域醫院
	國軍花蓮總醫院	花蓮縣新城鄉嘉里路 163 號	(038) 263151	準區域醫院
	行政院衛生署花蓮醫院	花蓮縣花蓮市明禮路 4 號	(038) 358141	地區教學醫院
	玉里榮民醫院	花蓮縣玉里鎮新興街 91 號	(038) 882267	精神科專科教學醫院
	行政院衛生署玉里醫院	花蓮縣玉里鎮新興街 95 號	(038) 886141	精神科專科醫院
澎湖縣	行政院衛生署澎湖醫院	澎湖縣馬公市安宅里 91 之 2 號	(06) 9251151	地區教學醫院

社區心理衛生中心資料表

心理衛生中心一	台北縣三重市中山路 2 之一號	(02) 29869755
心理衛生中心二	台北縣板橋市英士路 192 號	(02) 22542454
心理衛生中心	台中縣豐原市中興路 136 號	(04) 5274546
心理衛生中心	嘉義縣太保市祥和二路東段 3 號	(05) 3620603
心理衛生中心	高雄市大順二路 468 號 8 樓之 2	(07) 3874649
心理衛生中心	高雄縣大埤路 117 號	(07) 7331038

行政院衛生署 <http://www.doh.gov.tw/> より入手可能

觸犯家庭暴力罪或違反保護令罪之受刑人處遇計畫

中華民國八十八年七月八日
法務部法(88)第○二五○五三號函頒

一、計畫目的：為矯正輔導觸犯家庭暴力罪或違反保護令罪之受刑人，祛除其暴力行為，促進其家庭和諧並使其習得與家庭有關之知識，特訂定本計畫。

二、計畫依據：依家庭暴力防治法第三十三條第一項規定訂定之。

三、處遇對象：因觸犯家庭暴力防治法第二條第二項所稱家庭暴力罪及違反同法第五十條規定處徒刑、拘役之違反保護令罪之在監受刑人。

四、處遇內容：

〈一〉新收入監調查：處遇對象於入監後應由各監獄調查科針對其犯罪原因、動機、性行、境遇、學歷、身心家庭狀況及其他可供行刑上參考之事項詳加詢問，作成紀錄，並將結果加以分析，以作為判定其有無心理或精神異常之依據及作為日後治療、教誨輔導評估之參考。

〈二〉治療、教誨及輔導：處遇對象經前項分析結果疑有酒癮、藥癮、心理或精神異常者，所屬監獄應延請精神專科醫師、臨床心理人員及相關之專業人員實施治療，無異常者應由教誨師加強各項教誨，並透過傳統倫理、婚姻諮商、親子關係及兩性平權等教育課程之安排，加強實施日常生活輔導，接受上述課程之受刑人應繳交五百字以上之心得感言報告（得視情況以五分鐘口頭報告代之），以供評估實施成效之參考。

〈三〉作業配置：處遇對象之作業分配應視其暴力程度加以區別，輕微暴力程度者，配予輕便簡易之作業，或減輕其作業數量，使其能有較多時間接受各項教誨及輔導；暴力程度較重者，則先予以隔離，施以密集之教誨及輔導，視其輔導具有成效後再配入工場作業。

〈四〉刑期屆滿或假釋前之安排：處遇對象於刑期屆滿或假釋前，應由各監獄調查科主動聯繫其所屬地區觀護人及社會局人員，並提供其在監之相關資料，以利繼續加強對其家庭之追蹤輔導。

〈五〉通知被害人：處遇對象預定出獄前或有脫逃事實時，執行之監獄應依家庭暴力防治法第三十四條之規定通知被害人，或視實際情況需要函請檢察機關提供被害人送達處所之資料並注意有無保密之必要。

〈六〉其他有關處遇之未盡事宜，應依監獄行刑法之相關規定行之。

五、成果陳報：本計畫之辦理情形，應併入各監獄教化月報表中按月報部備查。

六、經費：本計畫所需經費得出各監獄於相關業務經費項下檢討勾支。

七、本計畫如有未盡事宜得適時增訂之。

家庭暴力罪又は保護命令違反罪を犯した受刑者に対する処遇計画

1999年7月8日法務省法(88)矯字第 025053 号公文による公布

- 一、 計画の目的：家庭暴力罪又は保護命令違反罪を犯した受刑者に対し、矯正・補導を行なうことにより、その暴力行為を除去させ、その家庭の平和と円満を促進し、さらに家庭にかかる知識を習得させるために、当計画を定める。
- 二、 計画の依拠：当計画は家庭暴力防治法第 33 条第 1 項の規定によって定める。
- 三、 処遇の対象：家庭暴力防治法第 2 条第 2 項における家庭暴力罪を犯した者であり且つ同法第 50 条の規定に違反したため懲役か拘留に処されたという保護命令違反罪による在監の受刑者である。

四、処遇の内容：

- (一) 新たに入監している者への調査：処遇の対処となる者が入監した後に、その犯罪の原因、動機、性格と行為、境遇、学歴、心身、家庭の状況並びに刑の執行で参考となるその他の事項については、各刑務所の調査科は、詳細に質問してから、記録を作成すると同時にその調査結果を分析すべし。当該分析は、その心理的または精神的異常の有無を判定する根拠とされ、また後日の治療や教誨補導の評定にも参考となる。
- (二) 治療、教誨及び補導：前項の分析の結果により、処遇の対象となる者にはアルコール依存か薬物依存か心理的もしくは精神的異常の虞がある場合、その所属の刑務所側は、治療を施すための精神科医師、心理科医師その他の専門関係者を招くべし。異常なき者に対しては、教誨師は各方面の教え諭しを強化し、さらに伝統的倫理教育や婚姻相談・親子関係・男女平等などの学習コースを通じて日常生活の補導を深く行なうべし。そして、補導の実施効果を評定するための参考として、上述の学習コースを受けた受刑者は、500 字以上の感想文を提出すること（場合によって、その代わりに 5 分間の口頭報告を行なってもよい）。
- (三) 作業の配分：処遇の対象となる者に担当させる作業について、配分の内容と分量は、その暴力の加害程度に応じて分けること。軽度の暴力加害者には、簡易な軽作業を配分し或いはその作業の分量を減輕することにより、各方面の教え諭し及び補導を受けられる時間をできるだけ多く与える。わりあい重度の暴力加害者には、まず離隔させ、集中的な教誨及び補導を施し、補導の成果が見えてきてから、工場に編入させ作業を行なわせる。
- (四) 刑期満了あるいは仮釈放の前の手配：処遇の対象となる者が刑期満了以前あるいは仮釈放の前にあたって、各刑務所の調査科は、引き続き処遇の対象となる者の家庭への追跡・補導を強化することを図るために、その住居地を管轄する保護観

察所の保護観察人及び役場の社会局の職員に対して主導的に連絡を入れ且つその在監に関連する資料を提供すべし。

(五) 被害者へのお知らせ：処遇の対象となる者が出獄する前に若しくは脱走を起こした場合には、当該刑務所は、家庭暴力防治法第 34 条の規定により被害者に知らせるべく、それども、実際の状況により必要とみなす場合、公文書で検察機関に対し被害者への送達場所の資料の提供を求めるとともに、当該資料を秘密にする必要性の有無に注意を払うこと。

(六) その他処遇に関連する規定のいまだ尽きない事項については、刑務所刑罰執行法（台湾で「監獄行刑法」と称す）に関する規定により行なうべし。

五、成果の報告：当該計画を取り扱う状況については、その詳細を各刑務所の教化の月例報告表に合わせて記入し、参考に供するため月ごとに法務省（台湾で法務部と称す）へ提出すること。

六、経費：本計画の業務に要する費用について、各刑務所は、それを関係業務の費用項目として検討しながらバランスよく支弁することができる。

七、本計画においては、いまだ尽きない事項があれば、時宜にかなった規定を加えてもよい。

二、家庭暴力一指家庭成員間實施身體或精神上不法侵害之行爲：

（一）身體上不法侵害：如虐待、遺棄、押賣、強迫、引誘從事不正當之職業或行爲、濫用親權行爲、利用或對兒童、少年犯罪、殺人、重傷害、傷害、妨害自由、性侵害、違反性自主權……等。行爲態樣包括：鞭、毆、捶、踢、推、拉、甩、扯、摑、抓、咬、敲、捏、扭肢體、揪髮、扼喉或使用器械攻擊被害人。

（二）精神上不法侵害：如恐嚇、脅迫、侮辱、騷擾、毀損器物、精神虐待……等。行爲態樣包括：

1. 言詞虐待：以言詞、語調施以脅迫、恐嚇，企圖控制被害人。如謾罵、吼

叫、侮辱嘲弄、諷刺被害人，恫嚇、威脅殺害被害人或子女，揚言使用暴力等。

2. 心理虐待：竊聽、跟蹤、監視、冷漠、鄙視、羞辱、不實指控、試圖操縱被害人等足以引起人精神痛苦之不當行爲。

3. 性虐待：強迫性幻想或逼迫觀看色情影片或圖片等。

法院辦理家庭暴力案件應行注意事項

中華民國八十八年六月十七日

司法院·院台廳民三字第 一五四三九號發布

壹、民事類

甲、辦理一般民事事件(包括通常事件、簡易事件、小額事件、家事事件及刑事附帶民事事件)部分。

一、(和解及調解之限制)

法院於訴訟或調解程序中，認當事人間有家庭暴力情事，除有下列情形之一者外，不得進行和解或調解：

- (一)行和解或調解之人曾受家庭暴力防治之訓練，並以確保被害人安全之方式進行和解或調解。
- (二)准許被害人選定輔助人參與和解或調解。
- (三)其他行和解或調解之人，認為能使被害人免受加害人脅迫之程序。

二、(得進行和解或調解事由之記載)

法院於訴訟或調解程序中，認當事人間有家庭暴力情事而進行和解或調解時，應將得進行和解或調解之事由載明於筆錄。

乙、辦理家事事件部分

一、(不利推定)

法院依法為未成年子女酌定或收定權利義務之行使或負擔之人時，對已發生家庭暴力者，推定由加害人行使或負擔不利於該子女。

二、(裁判後發生暴力之改定)

法院依法為未成年子女酌定或改定權利義務之行使或負擔或會面交往之裁判後發生家庭暴力者，法院得依被害人、未成年子女、主管機關、社會福利機構或其他利害關係人之請求，為子女之最佳利益改定之。

三、(准許會面交往時之特別規定)

法院依法准許家庭暴力加害人會面交往其未成年子女時，應審酌子女及被害人之安全，並得為下列一款或數款命令：

- (一)命於特定安全場所交付子女。
- (二)命由第三人或機關團體監督會面交往，並得定會面交往時應遵守之事項。
- (三)以加害人完成加害人處遇計畫或其他特定輔導為會面交往條件。
- (四)命加害人負擔監督會面交往費用。
- (五)禁止過夜會面交往。

(六)命加害人出具準時、安全交還子女之保證金。

(七)其他保護子女、被害人或其他家庭成員安全之條件。

法院如認有違背前項命令之情形，或准許會面交往無法確保被害人或其子女之安全者，得依聲請或依職權禁止之。如違背前項第六款命令，並得沒入保證金。

法院於必要時，得命有關機關或有關人員保密保護人或子女住居所。

丙、辦理民事保護令事件部分

一、(事務分配)

民事保護令事件，非有必要，不宜由辦理家事事件之專庭或專人以外之人辦理。

二、(事實上夫妻關係之認定)

第三條第二款所稱現有或曾有事實上夫妻關係，直斟酌加害人與被害人間之主觀意願及客觀事實，並參考下列事實妥適認定之：

- (一)共同生活時間之長短及其動機；
- (二)共同生活費用之多寡及其負擔；
- (三)性生活之數數及其頻繁之程序；
- (四)有無共同子女；
- (五)彼此間之互動關係；
- (六)其他足以認定有一般夫妻生活之事實。

三、(保護令之種類)

本法所稱通常保護令，指由法院經審理程序以終局裁定所核發，包括本法第十三條第二項各款內容之保護令。

本法所稱暫時保護令，指於通常保護令聲請前或聲請後，法院不經審理程序或於審理終結前，依本法第十一條第一項但書或第十五條第一項之聲請，以裁定所核發，包括本法第十三條第二項第一款至第六款及第十二款內容之保護令。

四、(民事保護令之聲請人)

民事保護令事件之聲請人不以被害人為限，即檢察官、警察機關或直轄市政府、縣市政府均得提出聲請。但依本法第十一條第一書規定聲請暫時保護令者，限於檢察官、警察機關、直轄市政府及縣市政府始得為之，被害人不得聲請。

被害人為未成年人或經宣告禁治產之身心障礙者，除得由其法定代理人、三親等以內之血親或姻親為聲請人，為其向法院聲請保護令外，其本人亦得為聲請人，但仍須由法定代理人代理聲請。

成年之被害人雖未經宣告禁治產，但屬身心障礙者，除其本人得為聲請人外，亦得由其三親等以內之血或姻親為聲請人，為其向法院聲請保護令。

成年之被害人因故難以委任代理人者，亦得由其三親等以內之血親或姻親為聲請人。至所謂「因故難以委任代理人」，宜斟酌下列情形定之：

- (一)被害人之身體狀況。
- (二)被害人之精神狀況。

(三)被害人當時之處境。

五、(聲請民事保護令之時間及方式)

民事通常保護令及暫時保護令之聲請，原則上應以書面在上班時間為之。但在急迫情形，檢察官、警察機關、直轄市政府及縣市政府得以言詞、電信傳真或其他科技設備傳送方式為本法第十五條第三項規定暫時保護令之聲請，並得於夜間或休息日為之。

六、(法院受理緊急性暫時保護令聲請之處理程序)

地方法院應設專線，供檢察官、警察機關或直轄市、縣(市)主管機關依本法第十一條第一項但書聲請暫時保護令之用，上班時間接至紀錄科，非上班時間接至法警室或法官寓所。

地方法院收受電信傳真方式之聲請書狀後，應即以電話向聲請人查證。此項查證，得以詢問司法院每三個月發布保密代碼之方式為之。

法院收受聲請書狀後，如發現頁數不全或其他缺漏不明，得以電話或電信傳真方式通知聲請人補正。如聲請人未依限補正無法命補正，得不予受理。

上班時間地方法院人員依前項規定處理後，應即在聲請書狀文面加機關全銜之收文章，註明頁數、時間及加蓋騎縫章，並完成收文程序後，即送承辦法官辦理。非上班時間應由法官在聲請書狀上載明收受時間後即刻辦理，或先由法警在書狀上載明收受時間，即刻送請法官辦理並均於次一上班之日中午前，將聲請書狀送法院收發室處理。

七、(定法院之管轄及保密被害人住居所之作法)

定法院之管轄，以事件受理時為準。

保護令聲請人或被害人要求保密被害人住居所者，法院為定管轄有調查被害人住居所之必要時，應單獨訊問聲請人或被害人，並由書記官將該筆錄及資料密封，不准閱覽。但於法官或檢察官因必要而拆閱時，應於拆閱後再密封。

八、(視為通常保護令之聲請)

聲請人聲請暫時保護令，如尚未聲請通常保護令，於法院准許核發暫時保護令後，視為原暫時保護令之聲請人已有通常保護令之聲請，法院應即通知兩造行審理程序。

前項視為已有通常保護令聲請之情形，原則上應由原核發暫時保護令之法官繼續審理。

九、(受審後之程序審查)

法院對於民事保護令之聲請事件，在指定審理日前，應先依據書狀審其是否合法，如認有不合法之情形，而可以補正者，應速定期間命其補正。若聲請人逾期未為補正或久缺原屬不能補正之要件者，無須進行審理程序，逕行裁定駁回之。

十、(核發暫時保護之情形)

法院受理暫時保護令之聲請，如聲請人能釋明有正當、合理之理由足認已發生家庭暴力事件，而被害人有繼續受相對人虐待、威嚇、傷害或其他身體上、精神上不法侵害之危險，或如不暫時核發保護令將導致無法回復之損害者，得不通知相對人或不經審理程序，逕以書面核發暫時保護令。

十一、(保護令事件之審理方式)

保護令事件之審理程序不公開，法院得依職權調查一切可能影響法官裁定之事實及證據，亦得考量非由當事人所提出，但以其他方式所獲知之事實，並得訊問當事人、警政人員、知悉事件始末之人或其他關係人，必要時得行隔別訊別。

十二、(委任代理人及本人到場)

保護令事件之聲請人得委任代理人到場，但聲請人為被害人時，法院認為必要時得命本人到場。

十三、(聽取意見)

法院核發、變更或撤銷保護令前，宜聽取直轄市政府、縣市政府及社會福利機構之意見。

十四、(訊問時之態度)

訊問被害人應以懇切態度耐心為之，對於智障被害人或十六歲以下被害人之訊問，尤應體察其陳述能力不及常人或成年人，於其陳述不明瞭或不完足時，應令其敘明或補充之。

十五、(審理程序中安全措施)

法院於保護令事件審理程序中，應切實注意被害人或證人之出庭安全，必要時，得行隔別訊問，或使被害人或證人先行離開法庭，或為其他保護被害人或證人安全之適當措施。

十六、(核發保護令應斟酌事項及內容)

審理終結後，如認為有家庭暴力之事實且有必要者，應核發通常保護令。

法院核發通常保護令或暫時保護令時，應斟酌加害人之性格、行為之特質、家庭暴力情節之輕重、被害人受侵害之程度及其他一切情形，選擇核發一款或數款內容最妥適之保護令。

法院核發保護令之內容，不受聲請人聲請之拘束，可核發聲請人所聲請之保護令，亦可依職權核發聲請人聲請之保護令。但於通常保護令事件核發聲請人所未聲請之保護令前，應令聲請人、相對人及被害人有陳述意見之機會。

十七、(保護令裁定之記載方式)

保護令之裁定應記載當事人、主文及理由。

法院核發保護令之內容與聲請人聲請之內容不符時，無須於本文為駁回該部分聲請之諭知。

十八、(核發第十三條第二項第六款保護令時應考量事項)

法院於核發本法第十三條第二項第六款之保護令時，應斟酌本法第三十五條及第三十六條之規定，並切考量子女之最佳利益，其子女為滿七歲以上之未成年人，除有害其身心健康發展或有其他礙難情形者外，宜聽取其意見。

十九、(核發第十三條第二項第七款保護令時應考量事項)

法院於核發本法第十三條第二項第七款之通常保護令時，應考量家庭暴力因素確實保護被害人及其子女之安全，並得視實際情況核發本法第三十七條第一項各款所定之命令。

二十、(核發第十三條第二項第八款、第九款及第十一款保護令時，應命給付一定之金額，扶養費部分必要時得命分期給付。

廿一、(保護令之送達)

保護令應於核發後第二十四小時發送當事人、被害人、發生地警察機關及直轄市、縣市政府。但法院於四小時內核發之暫時保護令，應以電信傳真或其他科技設備傳送至發生地警察機關。

應送達於被害人之司法文書，如被害人及相對人應受送達處所為同一者，應分別送達，不得互為代收。

廿二、(抗告及裁定書之付與)

因保護令事件之裁定而權利受侵害者，得為抗告，並得聲請法院付與裁定書。

貳、刑事類

一、(判決中應載明內容)

法官辦理刑事家庭暴力案件時，應於判決書中具體載明被告與被害人間具有本法第三條所指之家庭成員關係，並說明其屬本法第二條第二項之家庭暴力罪。

二、(聲請撤銷或變更條件及特別訊問程序之方式)

依本法第二十三條第二項及第二十八條第二項所為之聲請，應以書狀敘明理由為之。但於審判期日或受訊問時，得以言詞為之。

三、(文書送達之特別事項)

依本法第二十六條及第二十九條規定應送達於被害人之司法文書，如被害人及被告應受送達之處所為同一者，應分別送達，不得互為代收。

四、(告訴人委任代理人之方式)

告訴人委任代理人到場者，應提出委任書狀。

五、(撤銷緩刑宣告之方式)

依本法第三十條第四項撤銷受保護管束人緩刑宣告，法院不得逕依職權為之。唯由受保護管束人所在地或其最後住所之地方法院檢察署檢察官提出聲請，始符合刑事訴訟法第四百七十六條之規定。

壹、依據：

一、家庭暴力防治法。

二、行政院衛生署九十年二月一日衛署醫字第090000五五三號函頒修訂之「家庭暴力加害人處遇計畫規範」。

三、內政部訂定之「各直轄市、縣（市）政府配合辦理家庭暴力相對人鑑定及加害人處遇計畫之作業參考流程」。

四、內政部九十年十月八日「研商處理家庭暴力加害人未完成處遇計畫相關事宜會議」決議。

五、臺灣士林地方法院與臺北市家庭暴力暨性侵害防治中心辦理加害人鑑定計畫協調會議通知。

貳、流程說明暨執行須知

一、相對人審前鑑定

（一）家暴防治中心依法院之囑託，排定鑑定小組人員，鑑定相對人有無施以處遇計畫之必要。

（二）鑑定所需之相關書表（空白鑑定報告書、量表、法律宣導手冊等）、錄影帶、權力控制輪（含分配卡）由家暴防治中心提供。由法院於鑑定當日協助放置於鑑定場所供鑑定使用。

（三）鑑定當日由法院協助鑑定場地之佈置及標示、設備（錄影機、電視機、白板等）提供及操作、受理被鑑定人之報到、現場安全維護、茶水及餐盒等。

（四）法院應於鑑定期日五日前將排定接受鑑定（含書面鑑定）之相對人資料（含保護令聲請狀影本、警察機關處理家庭暴力案件調查紀錄表及現場報告表影本、被害人驗傷診斷證明書或相關書證影本、相對人前科紀錄等）函送鑑定小組人員，並副知家暴防治中心。

（五）鑑定完成後，鑑定小組人員應於三日內，寄送接受鑑定之相對人鑑定報告書、鑑定費用收據等資料予家暴防

(六) 家暴防治中心得在接獲鑑定小組人員送達之家庭暴力相對人鑑定報告書後，併同未依指定時間接受鑑定之加害人名單，於七日內函送法院參酌。

(七) 鑑定小組人員執行鑑定之費用由家暴防治中心編列預算辦理之。

二、加害人後續處遇

(一) 家暴防治中心接獲保護令裁定書後，應檢視處遇計畫內容，並儘速完成轉介工作。

1 衡量個案就診歷史、距離遠近選擇適當之委託執行機構。

2 聯絡執行機構安排第一次治療(輔導)時間。

3 執行機構於接獲家暴防治中心聯絡後，原則上於三天內回覆治療(輔導)時間、治療(輔導)人及聯絡人。

(二) 家暴防治中心確認執行機構後，以公文函知加害人(檢附『臺北市家庭暴力加害人處遇計畫實施流程』、家庭暴力防治法等)前往執行機構接受治療，並副知執行機構(檢附保護令、處遇計畫建議書、相關個案紀錄表等)、警察機關(請該單位惠復報到執行情形)、地檢署、被害人等。通知公文應於加害人應到警察機關報到之期日三日前寄達。

(三) 加害人如未出席第一次治療輔導，執行機構應於十日內以「家庭暴力加害人到達未到達執行機構通知書」(附件一)通知(為掌握時效請先傳真後寄送)家暴防治中心。

(四) 家暴防治中心接獲執行機構加害人未出席之通知時，應檢具執行機構之通知資料函知警察機關處理，副知執行機構、被害人、檢察機關(加害人為假釋犯者)。

(五) 家庭暴力加害人第一次輔導治療評估後，執行機構應擬訂後續治療輔導計畫(期程、頻率、治療主題方向等)，並以「家庭暴力加害人到達未到達執行機構通知書」於一個月內通知(寄送)家暴防治中心。

〈六〉家暴防治中心於接獲執行機構擬定之後續治療輔導計畫時，應函知法院。

〈七〉加害人處遇過程中有特殊情況時（如有恐嚇、施暴、不遵守計畫等行為或不依規定接受處遇計畫或接受時數不足或評估認有延長、縮短治療期間、或變更處遇內容等事項），執行機構應儘速以「家庭暴力加害人特殊狀況通知書」（附件二）通知（為掌握時效請先傳真後寄送）家暴防治中心。

〈八〉治療輔導期間加害人不依規定接受處遇計畫或接受時數不足時，執行機構應加強聯絡加害人恢復治療及輔導，經二次連絡加害人仍未到場者，則依規定檢附聯絡紀錄等相關資料通知家暴防治中心。若加害人有明顯無法完成處遇計畫之情形者，通知前請對加害人未完成處遇計畫部分作核對，並在通知書內附註敘明相對人已接受處遇次數、完成處遇計畫尚需之時間、執行處遇加害人簽到紀錄及連絡紀錄等資料。

〈九〉家暴防治中心於接獲執行機構通知，加害人有恐嚇、施暴不遵守計畫等行為或不依規定接受處遇計畫或接受時數不足時，應函知警察機關處理，副知執行機構、被害人、檢察機關（加害人為假釋犯者）並予以結案。函知加害人不依規定接受處遇計畫或接受時數不足之通知前，家暴防治中心應對加害人未完成處遇計畫部分作核對，並再通知書內附註敘明相對人已接受處遇次數、完成處遇計畫尚需之時間、執行處遇加害人簽到紀錄及連絡紀錄等資料。

〈十〉家暴防治中心於接獲執行機構通知，有延長、縮短治療期間、或變更處遇內容時，應函知當事人、被害人、檢察機關（加害人為假釋犯者）向法院聲請裁定變更（惟變更聲請裁定前，仍需依原保護令裁定事項辦理）。

〈十一〉家庭暴力加害人完成處遇計畫後，執行機構應於十日內以「家庭暴力加害人完成處遇計畫報告書」（附件三）通知（請先傳真後寄送）家暴防治中心。

〈十二〉家暴防治中心於接獲執行機構之「家庭暴力加害人完成處遇計畫報告書」時，應函知被害人、檢察機關（加害人為假釋犯者），並予以結案處理。

〈十三〉執行機構每二個月應檢送加害人之治療（輔導）紀錄表予家暴防治中心存檔備查。

台北市立家庭暴力及び性的侵害防治センターによる「家庭暴力加害者に対する処遇計画」
への介入・移送プロセスについての説明及び執行の心得

壹、依拠：

一、家庭暴力防治法。

二、行政院衛生署 2001 年 2 月 1 日衛署医字第 0900005653 号公文による修正・発布の「家庭暴力加害者に対する処遇計画規範」。

三、内務省(台湾で内政部と称す)によって定められた「各直轄市、県・市政府(地方公共団体)は家庭暴力に係る相手方に対する鑑定並びに加害者に対する処遇計画の業務について連携を図りながら取り扱うに供する参考用プロセス」。

四、内務省 2001 年 10 月 8 日付け「家庭暴力加害者に対する処遇計画がいまだ達成されていない件への対処に関する検討会議」における決議。

五、台湾士林地方裁判所と台北市立家庭暴力及び性的侵害防治センター(以下、「家庭暴力防治センター」と略称する)とによる加害者鑑定計画の処理協議に関する会議の通知書。

貳、プロセスについての説明及び執行の心得

一、相手方に対する審理前の鑑定

(一) 家庭暴力防治センターは、裁判所の委託により、鑑定チームの人員を配置し順番を決め、相手方に対して処遇計画を施す必要性がある否かについて鑑定を行なう。

(二) 鑑定に要する関係書類・フォーム用紙(空白の鑑定報告書、観測評定表やアンケートの指定用紙、法律相談などに関する宣伝用パンフレットなど)、ビデオテープ、権力制御に関する観測用教具(配分カードを含むもの)は、家庭暴力防治センターによって提供される。裁判所側は、それらの書類・フォーム用紙を、鑑定を行なう当日に、鑑定の場所に置き鑑定の使用に供することに協力する。

(三) 鑑定を行なう当日には、裁判所側は、鑑定の場所を飾りつけ、標示を備え、ビデオカメラ・テレビ・ホワイトボードなどの道具を提供し且つ操作し、鑑定を受ける者の到着を受け付け、鑑定現場の安全を維持し、湯茶と弁当を用意することなどに協力する。

(四) 裁判所側は、鑑定日の 5 日前に、鑑定(書面による鑑定を含むこと)を受ける日取りの相手方の資料(保護命令の申立書の写し、警察機関が家庭暴力事件を処理した調査記録表と現場報告表との写し、被害者の負傷診断証明書の写し、相手方の前科記録などを含むもの)を公文書で鑑定チームの人員に送付し、副本で家庭暴力防治センターにも通知すべし。

- (五) 鑑定を済ましてから 3 日以内に、鑑定チームの人員は、鑑定を受けた相手方に対する鑑定報告書、鑑定費用にかかる請求書と領収書などの資料を家庭暴力防治センターに送付すべし。鑑定を受けた者に係る原案資料は、鑑定人員が責任をもって自主的にそれを焼却すること。
- (六) 家庭暴力防治センターは、鑑定チームの人員によって送達されてきた家庭暴力に係る相手方に対する鑑定報告書を受け取ってから、いまだ指定時間の通りに鑑定を受けなかった加害者のリストを合わせて、参酌として、7 日以内に公文書で裁判所へ送付し得る。
- (七) 鑑定チームの人員が鑑定を行なう費用については、家庭暴力防治センターが予算を組みそれを支弁する。

二、加害者に対する後続処遇

- (一) 家庭暴力防治センターは、保護命令の裁定書を受け取ってから、処遇計画の内容を点検し、早急に介入・移送の業務を成し遂げるべし。
 - 1. 個案の診療にかかる記録、距離の遠近などをはかりにかけて、適当な委託の執行機構を選ぶ。
 - 2. 執行機構に連絡を入れて、一回目の治療(補導)の時間・期日を手配する。
 - 3. 執行機構は、家庭暴力防治センターからの連絡を受け取ってから、原則として、3 日以内に治療(補導)の時間・期日、治療(補導)の担当者、連絡員をもって返答する。
- (二) 家庭暴力防治センターは、執行機構を確認してから、公文書で(「台北市家庭暴力加害者に対する処遇計画の実施プロセス」、家庭暴力防治法などを同封して)執行機構へ治療を受けに赴くように加害者に通知し、さらに副本で執行機構(保護命令、処遇計画建議書、個案に関する記録表などを同封すること)、警察機関(加害者の到着、執行の詳細などを返答しようと願う趣旨を含むこと)、地方検察署、被害者などにも通知する。当該通知の公文書は、加害者が警察機関に到着すべき期日の 3 日前までに送達されること。
- (三) 加害者が一回目の治療補導に応じなかった場合には、執行機構は、10 日以内に「家庭暴力加害者が執行機構への到着/未到着である通知書」(添附書類一)をもって家庭暴力防治センターに通知すべし。(時効をよく把握するために、ファクシミリで送信してから通知書を送付すること。)
- (四) 家庭暴力防治センターは、執行機構からの「加害者未到着通知書」を受け取ったら、当該執行機構の通知資料を備えて公文書で警察機関に対処しようと願うことを通知し、副本で執行機構、被害者、検察機関(加害者が仮釈放を許されている者である場合)に通知すること。
- (五) 家庭暴力加害者に対する一回目の治療補導が評定されてから、執行機構は、治療補導の後続計画(日程、頻度、治療のテーマ・方向など)を立てて、さらに「家庭暴力加害者が執行機構への到着/未到着である通知書」をも

って1ヶ月以内に家庭暴力防治センターに送付し通知すること。

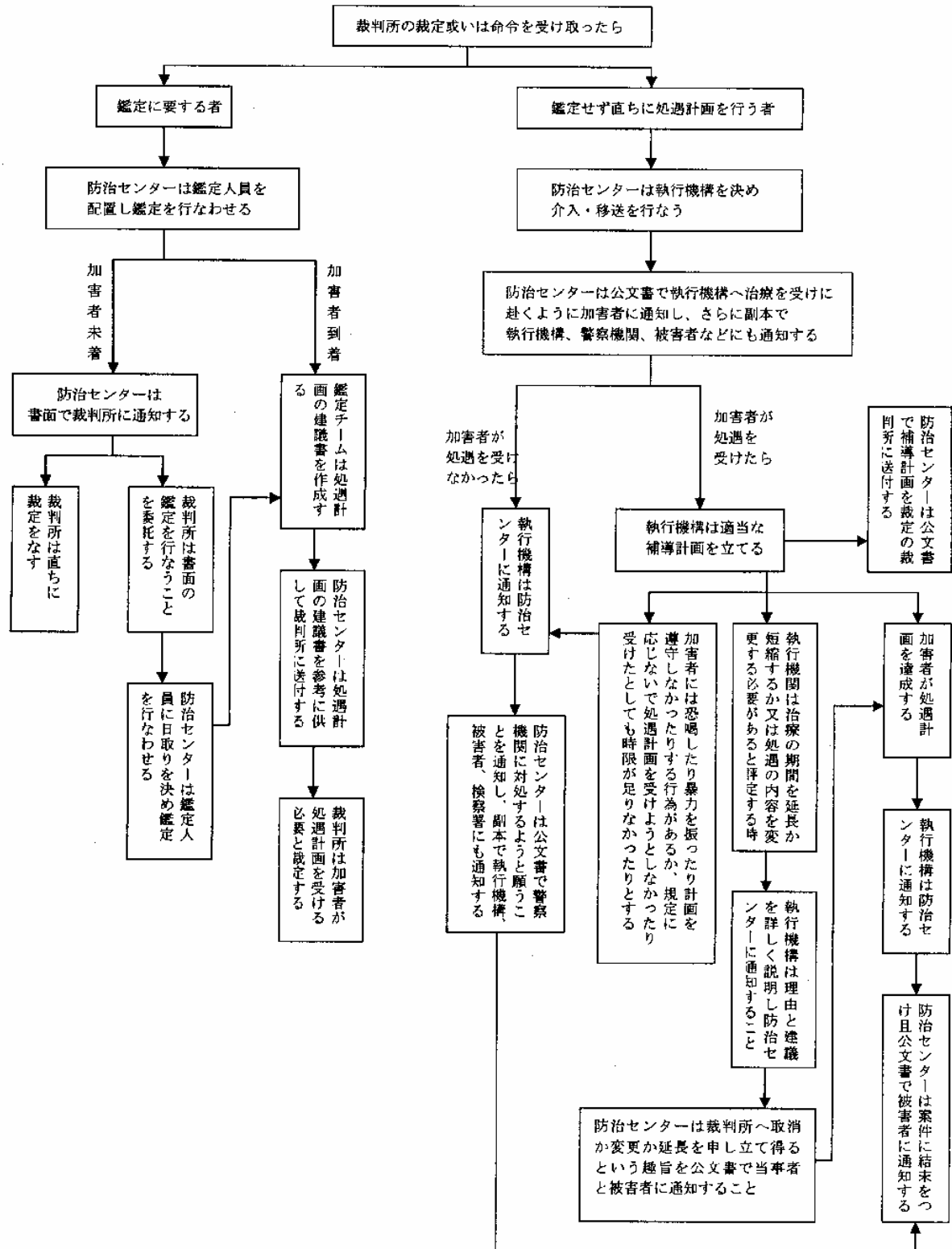
- (六) 家庭暴力防治センターは、執行機構によって立てられた治療補導の後続計画を受け取ったら、公文書で裁判所に通知すること。
- (七) 加害者に対する処遇が行なわれている途中、特殊な事情(たとえば、恐喝したり、暴力を振ったり、計画を遵守しなかったりする行為があるか、それども、規定に応じないで処遇計画を受けようとしなかったり、受けたとしても時限が足りなかったりとするか、または治療の期間を延長するか短縮するか若しくは処遇内容を変更するかという必要があると評定されたことなど)が起きた時、執行機構は、速やかに「家庭暴力加害者特殊事情通知書」(添附書類二)をもって家庭暴力防治センターに通知すべし。(時効をよく把握するために、ファクシミリで送信してから通知書を送付すること。)
- (八) 治療補導の期間中に加害者が規定に応じないで処遇計画を受けようとしなかったり、受けたとしても時限が足りなかったりとする場合、執行機構は、治療と補導を受けることに戻してほしいという連絡を加害者に対して強化すべし。二回の連絡を経て加害者が依然として到着しない場合には、規定により連絡記録などの関係資料を同封して家庭暴力防治センターに通知する。加害者には明らかに処遇計画を達成できない事情がある場合、通知書を送付する前に、加害者に対する処遇計画がいまだ達成されていない部分をよくチェックしたうえ、相手方が既に処遇を受けた回数や、処遇計画が達成されるまでの所要時間や、処遇計画を執行した際の加害者の到着署名および連絡記録などの資料を通知書に付け加えて詳しく説明すること。
- (九) 家庭暴力防治センターは、加害者には恐喝したり、暴力を振ったり、計画を遵守しなかったりする行為があるか、それども、規定に応じないで処遇計画を受けようとしなかったり、受けたとしても時限が足りなかったりとするとの通知を執行機構から受け取った場合、公文書で警察機関に対処するよう願うことを通知し、副本で執行機構、被害者、検察機関(加害者が仮釈放を許されている者である場合)にも通知し、さらにそれをもって当件に結末をつけること。
- (十) 家庭暴力防治センターは、加害者には治療の期間を延長するか短縮するか若しくは処遇内容を変更するかという必要があるとの通知を執行機構から受け取った場合、裁判所へ裁定を変更するよう申し立てることを公文書で当事者、被害者、検察機関(加害者が仮釈放を許されている者である場合)に通知すること。(ただし、当該変更の中立が裁定される前に、依然として元の保護命令の決定事項により処理すべし。)
- (十一) 家庭暴力の加害者が処遇計画に達成した後に、執行機構は10日以内

に「家庭暴力加害者処遇計画達成報告書」(添附書類三)をもって家庭暴力防治センターに通知すべし。(ファクシミリで送信してから書類を送付すること。)

(十二) 家庭暴力防治センターは、執行機構から「家庭暴力加害者処遇計画達成報告書」を受け取ったら、公文書で被害者、検察機関(加害者が仮釈放を許されている者である場合)に通知し、さらにそれをもって当件に結末をつけること。

(十三) 執行機構は、2ヶ月ごとに加害者の治療(補導)の記録表を備えて、参考・保管に供するために家庭暴力防治センターへ送付すること。

台北市立家庭暴力及び性的侵害防治センターによる
「家庭暴力加害者に対する処遇計画」への介入・移送のフローチャート



2 統計資料

地方法院審理家庭暴力案件統計

司法院統計處

一、民事保護令聲請情形

表一 民事保護令聲請事件收結情形

單位：件

年 別	受理件數			終結情形					未 結 件 數	核 發 比 率	終 結 事 件 中 平 均 數
	總 計	舊 收	新 收	小 計	核 發	駁 回	撤 回	其 他			
合 計	20,462	-	20,462	19,289	12,791	1,859	4,366	273	1,173	87.31	37.04
通常保護令	14,853	-	14,853	13,820	8,624	1,506	3,653	37	1,033	85.13	44.38
一般性暫時保護令	5,045	-	5,045	4,909	3,644	331	705	229	136	91.67	20.29
緊急性暫時保護令	564	-	564	560	523	22	8	7	4	95.96	4.86
88年6月~89年5月	8,673	-	8,673	7,733	5,161	738	1,761	73	940	87.49	39.20
通常保護令	6,299	-	6,299	5,482	3,419	573	1,470	20	817	85.65	47.18
一般性暫時保護令	2,143	-	2,143	2,024	1,532	153	287	52	119	90.92	21.98
緊急性暫時保護令	231	-	231	227	210	12	4	1	4	94.59	6.76
89年6月~90年5月	12,729	940	11,789	11,556	7,630	1,121	2,605	200	1,173	87.19	35.65
通常保護令	9,371	817	8,554	8,338	5,205	933	2,183	17	1,033	84.80	42.61
一般性暫時保護令	3,021	119	2,902	2,885	2,112	178	418	177	136	92.23	19.12
緊急性暫時保護令	337	4	333	333	313	10	4	6	4	96.90	3.55

表二 各地方方法院民事保護令聲請事件收結情形

民國 88 年 6 月至民國 90 年 5 月

單位：件、%、日

法院別	新 收	終 結 情 形					核 發 比 率	終 一 結 件 件 事 中 所 中 平 需 平 均 日 均 數
		小 計	核 發	駁 回	撤 回	其 他		
合計	20,462	19,289	12,791	1,859	4,366	273	87.31	37.04
台北地方法院	1,348	1,260	610	168	370	112	78.41	50.07
台中地方法院	2,024	1,907	1,352	241	311	3	84.87	31.23
台南地方法院	1,186	1,103	655	64	365	19	91.10	51.16
新竹地方法院	1,190	1,152	877	60	213	2	93.60	37.00
嘉義地方法院	569	543	354	37	148	4	90.54	31.14
高雄地方法院	3,262	3,106	2,058	378	612	58	84.48	33.28
屏東地方法院	1,297	1,272	1,033	118	115	6	89.75	19.69
台東地方法院	301	277	166	18	84	9	90.22	36.56
澎湖地方法院	100	98	76	7	15	-	91.57	18.89
花蓮地方法院	584	486	288	42	150	6	87.27	42.88
宜蘭地方法院	626	608	377	50	181	-	88.29	35.50
基隆地方法院	400	370	207	50	108	5	80.54	37.59
雲林地方法院	497	478	299	33	143	3	90.06	27.74
彰化地方法院	629	595	409	40	144	2	91.09	36.93
桃園地方法院	1,435	1,287	621	265	382	19	70.09	54.37
板橋地方法院	2,909	2,752	2,047	150	547	8	93.17	32.55
士林地方法院	980	907	597	65	236	9	90.18	55.85
南投地方法院	526	511	371	55	78	7	87.09	31.68
苗栗地方法院	555	539	373	18	147	1	95.40	25.08
福建金門地方法院	44	38	21	-	17	-	100.00	50.80

(二) 保護令聲請人

表三 民事保護令聲請終結事件聲請人別

民國 88 年 6 月至民國 90 年 5 月

單位：%

事件類別 (年別)	合 計	被 害 人	檢 察 官	警 察 機 關	直轄市、 (市)主管機關	法定代理人	三等親或以內親	其 他
合計	100.00	72.50	0.44	25.70	0.79	0.13	0.43	0.02
通常保護令	100.00	74.02	0.41	0.41	0.64	0.13	0.46	0.01
一般性暫時保護令	100.00	76.41	0.45	0.45	0.77	0.12	0.37	0.02
緊急性暫時保護令	100.00	0.71	0.89	93.39	4.64	0.18	0.18	0.00
88 年 6 月~89 年 5 月	100.00	70.27	0.75	27.26	0.80	0.14	0.74	0.04
89 年 6 月~90 年 5 月	100.00	73.99	0.22	24.65	0.79	0.12	0.22	0.00

(三) 保護令核發內容

表四 民事保護令聲請事件核發保護令內容

民國 88 年 6 月至民國 90 年 5 月

單位：件、次、%

核發內容	合 計		通常保護令		一 般 性 暫時保護令		緊 急 性 暫時保護令	
	次 數	占 數 核 發 比 率	次 數	占 數 核 發 比 率	次 數	占 數 核 發 比 率	次 數	占 數 核 發 比 率
核 發 件 數 (件)	12,791		8,624		3,644		523	
禁止不法侵害 第 13 條第 2 項第 1 款	12,731	99.53	8,575	99.43	3,636	99.78	520	99.43
禁止聯絡 第 13 條第 2 項第 2 款	10,360	80.99	6,851	79.44	3,068	84.19	441	84.32
強制遷出 第 13 條第 2 項第 3 款前款	233	1.82	180	2.09	40	1.10	13	2.49
強制遷出及禁止處分不動產 第 13 條第 2 項第 3 款	985	7.70	697	8.08	224	6.15	64	12.24
強制遠離 第 13 條第 2 項第 4 款	5,047	39.46	3,516	40.77	1,247	34.22	284	54.30
使用權歸屬 第 13 條第 2 項第 5 款	460	3.60	320	3.71	105	2.88	35	6.69
未成年子女權義務行使及負擔 第 13 條第 2 項第 6 款	1,309	10.23	958	11.11	271	7.44	80	15.30
與未成年子女會面交往之方式 或禁止會面交往 第 13 條第 2 項第 7 款	278	2.17	278	3.22	-	-	-	-
租金、扶養費給付 第 13 條第 2 項第 8 款	378	2.96	376	4.36	2	0.05	-	-
醫療、輔導、庇護所及財物損害費用給付 第 13 條第 2 項第 9 款	44	0.34	44	0.51	-	-	-	-
強制加害人治療、輔導 第 13 條第 2 項第 10 款	218	1.70	217	2.52	-	-	1	0.19
負擔相當之律師費 第 13 條第 2 項第 11 款	19	0.15	19	0.22	-	-	-	-
其他必要之保護令 第 13 條第 2 項第 12 款	21	0.16	11	0.13	9	0.25	1	0.19

(四) 加、被害人之家、經濟狀況

表五 民事保護令聲請事件被害人與相對人關係

民國 89 年 1 月至民國 90 年 5 月

單位：人次、%

事件種類		總 計	婚姻 中共同 生活	婚姻 中分 居	離 婚	事實 上夫妻 關係	家 長 家 屬	家 血 屬 間 或 直 系 親	家 旁 系 血 親 或 姻 親 等 內	其 他
合 計	人 次	10,259	5,864	1,842	788	410	265	851	179	60
	百 分 比	100.00	57.16	17.95	7.68	4.00	2.58	8.30	1.74	0.58
通常保護令	人 次	7,014	3,957	1,318	559	252	180	585	129	34
	百 分 比	100.00	56.42	18.79	7.97	3.59	2.57	8.34	1.84	0.48
一般性 暫時保護令	人 次	2,849	1,676	486	205	133	72	212	44	21
	百 分 比	100.00	58.83	17.06	7.20	4.67	2.53	7.44	1.54	0.74
緊急性 暫時保護令	人 次	396	231	38	24	25	13	54	6	5
	百 分 比	100.00	58.33	9.60	6.06	6.31	3.28	13.64	1.52	1.26

表六 民事保護令聲請事件當事人經濟狀況

民國 89 年 1 月至民國 90 年 5 月

單位：人次

項目		被 害 人				相 對 人			
		合 計	通 常 保 護 令	一 暫 時 保 護 令 性	緊 暫 時 保 護 令 性	合 計	通 常 保 護 令	一 暫 時 保 護 令 性	緊 暫 時 保 護 令 性
性 別	合計	10,076	6,903	2,781	392	10,076	6,903	2,781	392
	男	558	...	...	...	9,810	...	...	...
	女	9518	...	...	...	266	...	...	...
職 業	合計	10,076	6,903	2,781	392	10,076	6,903	2,781	392
	有	6,026	4,178	1,660	188	6,532	4,458	1,830	244
	無	3,692	2,484	1,021	187	2,939	2,037	770	132
	不詳	358	241	100	17	605	408	181	16
每 月 收 入	合計	10,076	6,903	2,781	392	10,076	6,903	2,781	392
	一萬五仟元以下	1,076	678	373	25	748	453	275	20
	一萬五仟元至 三萬五仟元未滿	2,760	1,826	828	106	2,350	1,524	722	104
	三萬五仟元至 五萬五仟元未滿	1,880	1,266	547	67	2,346	1,586	677	83
	五萬五仟元至 七萬五仟元未滿	85	57	25	3	259	185	68	6
	七萬五仟元以上	17	12	3	2	65	51	14	-
	不詳	4,258	3,064	1,005	189	4,308	3,104	1,025	179
	合計	10,076	6,903	2,781	392	10,072	6,903	2,781	388
教 育 程 度	不識字	422	287	112	23	96	72	22	2
	國小	2,364	1,628	652	84	2,031	1,379	588	64
	國中	2,472	1,707	658	107	3,182	2,210	839	133
	高中（職）	3,559	2,241	1,000	138	3,066	2,110	832	124
	大學（專）以上	892	597	263	32	998	651	313	34
	不詳	367	263	96	8	699	481	187	31

(五) 家庭暴力發生原因

表七 民事保護令聲請事件暴力發生原因

民國 89 年 1 月至民國 90 年 5 月

單位：件、人次、%

發生原因	總計		通常保護令		一般性 暫時保護令		緊急性 暫時保護令	
	人 次	占數 核發 比率	人 次	占數 核發 比率	人 次	占數 核發 比率	人 次	占數 核發 比率
核發件數(件)	100,76		6,903		2,781		392	
口角	3,614	35.87	2,460	35.64	1,047	37.65	107	27.30
感情問題	3,152	31.28	2,141	31.02	888	31.93	123	31.38
酗酒	2,962	29.40	2,041	29.57	834	29.99	87	22.19
個性不合	2,871	28.49	1,949	28.23	845	30.38	77	19.64
慣常性虐待	2,698	26.78	1,781	25.80	797	28.66	120	30.61
財務問題	1,891	18.77	1,315	19.05	515	18.52	61	15.56
不良嗜好	1,197	11.88	813	11.78	351	12.62	33	8.42
親屬相處	1,167	11.58	821	11.89	308	11.08	38	9.69
兒女管教	973	9.66	662	9.59	279	10.03	32	8.16
精神異常	564	5.60	399	5.78	146	5.25	19	4.85
出入不當場所	510	5.06	343	4.97	152	5.47	15	3.83
施用毒品禁藥或 其他迷幻藥品	294	2.92	204	2.96	80	2.88	10	2.55
其他	516	5.12	323	4.68	173	6.22	20	5.10

(六) 家庭暴力暴力型式及攻擊樣態

表八 民事保護令聲請事件暴力型式

民國 89 年 1 月至民國 90 年 5 月

單位：人次、%

事件種類		核發件數	暴力型式							精神不法侵害 恐嚇、脅迫、辱罵及其他
			普通傷害	妨害自由	重傷害	性侵害	殺人未遂	殺人	其他	
合計	人次	10,076	8,574	834	592	317	218	18	482	1,439
	占核發件數比率		85.09	8.28	5.88	3.15	2.16	0.18	4.78	14.28
通常保護令	人次	6,903	5,861	569	410	194	140	12	310	923
	占核發件數比率		84.91	8.24	5.94	2.81	2.03	0.17	4.49	13.37
一般性 暫時保護令	人次	2,781	2,394	235	166	98	64	6	153	470
	占核發件數比率		86.08	8.45	5.97	3.52	2.30	0.22	5.50	16.90
緊急性 暫時保護令	人次	392	319	30	16	25	14	-	19	46
	占核發件數比率		81.38	7.65	4.08	6.38	3.57	-	4.85	11.73

表九 民事保護令聲請事件暴力攻擊態樣

民國 89 年 1 月至民國 90 年 5 月

單位：人次、%

事件種類		核發件數	徒手	使用棍棒	使用刀械	使用槍枝	其他
合計	人次	10,076	7,832	1,246	671	26	2,096
	占核發件數比率		77.73	12.37	6.66	0.26	20.80
通常保護令	人次	6,903	5,362	844	437	17	1,396
	占核發件數比率		77.68	12.23	6.33	0.25	20.22
一般性 暫時保護令	人次	2,781	2,204	350	192	8	604
	占核發件數比率		79.25	12.59	6.90	0.29	21.72
緊急性 暫時保護令	人次	392	266	52	42	1	96
	占核發件數比率		67.86	13.27	10.71	0.26	24.49

二、地方法院違反家庭暴力防治法案件

表十 地方法院違反家庭暴力防治法案件裁判結果

民國 89 年 1 月至民國 90 年 5 月

單位：人

罪名別	終 結 件 數	被 告 人 數								
		科 刑 人 數					無 罪	不 受 理	撤 回	其 他
		小 計	無 徒	有 期 徒	有 期 刑	拘 役 罰 金				
家庭暴力罪	1,874	1,275	3	531	651	90	66	741	6	14
妨害性自主罪	16	14	-	14	-	-	-	2	-	-
妨害婚姻及家庭罪	3	1	-	1	-	-	-	3	-	-
殺人罪	33	29	3	26	-	-	2	2	-	-
傷害罪	1,640	1,046	-	406	562	78	54	730	5	13
妨害自由罪	153	154	-	62	82	10	10	1	-	2
搶奪及海盜罪	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-
恐嚇取財罪	7	7	-	7	-	-	-	-	-	-
其他	21	23	-	14	7	2	-	3	-	-
違反保護令罪	628	602	-	284	286	32	14	7	1	6

表十一 地方法院違反家庭暴力防治法案件裁判科刑情形

民國 89 年 1 月至民國 90 年 5 月

單位：人、%

罪名別	科 刑 人 數	有 期 徒 刑							緩 刑 人 數	緩 刑 人 數 占 科 處 二 年 以 下 有 期 徒 刑 或 拘 役 者 比 率	累 犯 人 數
		小 計	六 月 以 下	逾 六 月 以 下 一 年 以 下	逾 一 年 以 下 二 年 以 下	逾 二 年 以 下 三 年 以 下	逾 三 年 以 下 五 年 以 下	逾 五 年 以 上			
家庭暴力罪	1,275	531	408	52	20	1	15	35	84	17.50	96
妨害性自主罪	14	14	1	-	1	1	5	6	1	50.00	1
妨害婚姻及家庭罪	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-
殺人罪	29	26	3	2	-	-	1	20	3	60.00	3
傷害罪	1,046	406	347	33	13	-	5	8	54	5.65	73
妨害自由罪	154	62	49	9	3	-	-	1	25	17.48	11
搶奪及海盜罪	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1
恐嚇取財罪	7	7	-	6	-	-	-	-	1	16.67	3
其他	23	14	7	-	3	-	4	-	1	5.88	4
違反保護令罪	602	284	263	21	-	-	-	-	67	11.75	64

民國 89 年 1 月至民國 90 年 5 月

保安處分

違反保護令罪

表十三 地方法院違反家庭暴力防治案件裁判結果
—被告於緩刑付保護期間應遵守事項

民國 89 年 1 月至民國 90 年 5 月

單位：人、項

應遵守事項	總計	家庭暴力罪									違反保護令罪
		小計	妨害主性罪	妨害家庭婚姻罪	殺人罪	傷害罪	妨害自由罪	搶奪及罪	海盜罪	恐嚇取罪	
緩刑人數	151	84	1	-	3	54	25	-	1	1	67
小計	109	40	-	-	-	30	9	-	-	1	69
禁止不法侵害 第 30 條第 2 項第 1 款	87	29	-	-	-	21	7	-	-	1	58
強制遷出 第 30 條第 2 項第 2 款	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
禁止聯絡 第 30 條第 2 項第 3 款	14	6	-	-	-	4	2	-	-	-	8
強制戒癮治療 第 30 條第 2 項第 4 款	2	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-
強制精神治療 第 30 條第 2 項第 4 款	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強制心理輔導 第 30 條第 2 項第 4 款	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-
強制其他治療、輔導 第 30 條第 2 項第 4 款	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-
其他必要保護被害人等措施 第 30 條第 2 項第 5 款	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-
其他更生保護事項 第 30 條第 2 項第 5 款	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

司法院 <http://www.judicial.gov.tw/hq/juds/> より入手可能

公 開 類	第 次年一月至前編數	91 年 1 月 1 日(91)院台統	醫 院 醫 院	審 判 廳 審 判 廳	審 判 廳 審 判 廳	審 判 廳 審 判 廳
年						1712-01-72-05

地方法院民事保護令聲請事件收結情形

事 件 類 別	受 理 件 數		結 算 情 形			未 結 件 數		結 算 事 件				人 別	
	總 計	新 收	核 發	回 收	其 他	總 計	其 他	被 害 人	檢 察 官	警 務 員	法 定 代 理 人	三 血 親 屬 等 以 內 親 屬	其 他
	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
總 計	14,016	854	13,162	8,385	1,481	2,851	228	10,193	17	2,571	104	20	40
聲 請 通 常 保 護 令	10,313	746	9,567	5,655	1,256	2,399	36	7,568	10	1,674	50	14	30
聲 請 一 般 性 暫 時 保 護 令	3,405	105	3,300	2,466	212	442	183	2,622	6	626	33	6	10
聲 請 緊 急 性 暫 時 保 護 令	298	3	295	264	13	10	9	3	1	271	21		

單位：件：項

中華民國九十年一月至九十年十二月

事件類別	經理事件		准許核發		發給保護令		內容空項		其他必要之保護令	
	合	不	禁止暴行	禁止暴行	使用權	未成年子女之保護及負擔	與否認交往之方式或禁止會面交往	延遲加害人之治療、輔導、		

機關長官： 三級統計人員： 審核：吳靜瑤 製表：劉育萍 中華民國91年06月18日 編製

公 開 類	第 1 次年一月區前編製	91 年 1 月 1 日 (91) 院台統	編圖 第 1712-01-72-05	編製機關 臺灣高等法院
-------	--------------	-----------------------	--------------------	-------------

地方法院民事保護令聲請事件收結情形

事 件 類 別	受理件數			結 算			情 形			未 結 案			結 算			發 件			請 人			其 他
	認 計	舊 受	新 收	計	核 發	回 收	推 回	其 他	結 案	結 案	結 案	結 案	結 案	結 案	結 案	結 案	結 案	結 案	結 案	結 案	結 案	
	14,016	854	13,162	12,945	8,385	1,481	2,851	228	1,071	12,945	10,193	17	2,571	104	20	40	3	3	3	3	3	
聲 請 通 常 保 護 令	10,313	746	9,567	9,346	5,655	1,256	2,399	36	967	9,346	7,568	10	1,674	50	14	30	6	6	6	6	6	其
聲 請 一 般 性 暫 時 保 護 令	3,405	105	3,300	3,303	2,400	212	442	183	102	3,303	2,622	6	626	33	6	10	1	1	1	1	1	其
聲 請 緊 急 性 暫 時 保 護 令	298	3	295	296	264	13	10	9	2	296	3	1	271	21								其

事 件 類 別	受理件數			結 算			情 形			未 結 案			結 算			發 件			請 人			其 他
	認 計	舊 受	新 收	計	核 發	回 收	推 回	其 他	結 案	結 案	結 案	結 案	結 案	結 案	結 案	結 案	結 案	結 案	結 案	結 案	結 案	
	14,016	854	13,162	12,945	8,385	1,481	2,851	228	1,071	12,945	10,193	17	2,571	104	20	40	3	3	3	3	3	
聲 請 通 常 保 護 令	14,465	5,643	4,884	504	2,190	151	509	136	191	22	151	62	22	151	62	22	1	1	1	1	1	其
聲 請 一 般 性 暫 時 保 護 令	5,638	2,459	2,182	125	717	39	117	1	191	22	151	62	22	151	62	22	1	1	1	1	1	其
聲 請 緊 急 性 暫 時 保 護 令	740	263	239	38	146	12	38		191	22	151	62	22	151	62	22	1	1	1	1	1	其

總編長官： 三審統計人員： 審核：吳靜清 編製：劉言琛 中華民國 91 年 06 月 18 日 編製

賬目不歸止條如治古方驟應家反轉堅治古却

單位：件：人

歐陽修

人

罪 名 別	總 計	科 別										人 數							
		總 計		無 期 刑		有 期 刑		罰 金		其 他									
		計	刑	計	刑	計	刑	計	刑	計	刑								
竊 盜 罪	1048	1161	770	1	2	295	239	16	7	1	8	6	14	4	4	21	7	4	3
竊 盜 罪 自 三 年 以 上	761	867	492	1	2	181	135	7	6	1	8	6	14	4	4	21	7	4	3
竊 盜 罪 自 三 年 以 下	287	299	278			114	104	9	1							17	1		
竊 盜 罪 自 三 年 以 上	19	20	13			9	6									9			
竊 盜 罪 自 三 年 以 下	9	9	6			2	2	1								2			
竊 盜 罪 自 三 年 以 上	2	2	2			2	2	1								2			
竊 盜 罪 自 三 年 以 下	9	10	5			5	5									7			
竊 盜 罪 自 三 年 以 上	21	22	16			13	2	1								13			
竊 盜 罪 自 三 年 以 下	20	21	15			12	1	1								8			
竊 盜 罪 自 三 年 以 上	6	6	5			2	2									4			
竊 盜 罪 自 三 年 以 下	5	5	4			3	3									2			
竊 盜 罪 自 三 年 以 上	1	1	1			1	1									1			
竊 盜 罪 自 三 年 以 下	14	15	10			10	1	1								4			
竊 盜 罪 自 三 年 以 上	11	11	7			7	1	1								6			
竊 盜 罪 自 三 年 以 下	3	4	3			3	1	1								2			
竊 盜 罪 自 三 年 以 上	1	1	1			1	1									1			
竊 盜 罪 自 三 年 以 下	615	712	365			117	99	3	5							117			
竊 盜 罪 自 三 年 以 上	33	34	25			21	15	2	3							21			
竊 盜 罪 自 三 年 以 下	5	5	3			5	3									4			
竊 盜 罪 自 三 年 以 上	6	6	6			6	6									6			
竊 盜 罪 自 三 年 以 下	575	669	351			87	84	1	2							209			
竊 盜 罪 自 三 年 以 上	85	86	80			27	24	3								48			
竊 盜 罪 自 三 年 以 下	1	1	1			1	1									1			
竊 盜 罪 自 三 年 以 上	3	3	3			3	3									3			
竊 盜 罪 自 三 年 以 下	17	287	294			114	104	9	1							156			
竊 盜 罪 自 三 年 以 上	21	21	14			7	5									4			
竊 盜 罪 自 三 年 以 下	287	294	278																

四、五、六

三、統計人員：

吳聲遠
核音

製表：陳仙桃

2016年06月18日 星期五

91年1月1日至(91)院台統

地方法院違反家庭暴力防治法案件裁判結果

(保安處分：緩刑、從刑、禁戒、得易科罰金及減刑人數)

單位：人

罪 名 別	總 計	保 安 處 分 人 數				緩 刑 人 數				刑 罰 人 數				得 易 科 罰 金 人 數		依 條 例 人 數	
		保 安	處 分	保 安	處 分	緩 刑	從 刑	禁 戒	得 易 科 罰 金	緩 刑	從 刑	禁 戒	得 易 科 罰 金	有 期 徒 刑	無 期 徒 刑	有 期 徒 刑	無 期 徒 刑
總 計	116	5	1	99	11	51	7	67	36	12	50	75	233	415		8	7
家 庭 暴 力 罪	62	4	1	47	10	26	4	36	4	12	41	37	133	261		1	1
妨 害 性 自 主 罪	10				4					3	1	1	1				
加 害 婦 女 性 交 涉 罪	4				4					3	1	1	1				
對 幼 童 男 女 性 交 涉 罪	2				2												
其 他 罪	4				4												
妨 害 婚 姻 及 家 庭 罪	4	3		1		1				8	11	2	2				
犯 罪 人	4	3		1		1				8	11	2	1				
既 遂 罪	1	1								5	3	1	1				
普 通 殺 人 罪	1	1								1	1	1	1				
殺 害 親 屬 罪	3	2		1		1				3	7	1	1				
未 遂 罪	1	1								1	1	1	1				
普 通 殺 人 罪	2	1		1		1				1	1	1	1				
殺 害 親 屬 罪	20	19		1		10	1	18	1	1	14	24	99	212			
其 他 罪	2	1		1		1		2			1	6	15	4			
傷 害 重 傷 罪	18	18				9	1	16	1	1	2	17	84	208			
傷 害 重 傷 罪	26	25		1		13	2	18	2		12	7	22	46			
其 他 罪	1	1				1						1	1				
強 姦 罪	1	1				1						1	3				
強 姦 罪	1	1				1											
恐 嚇 罪	1	1															
恐 嚇 罪	1	1															
違 反 產 品 危 害 防 制 條 例	54			52	1	25	3	31	3		3	2	5	3			
違 反 產 品 危 害 防 制 條 例											9	38	100	154			

機關長官：

三訪統計人員：

審核：吳新瑞

製表：陳仙桃

中華民國91年06月18日編製

保護命令違反罪に対する執行猶予の割合

地方法院違反保護令罪案件緩刑情形

単位：人、%

年月別	拘役刑金 二年以下 科刑人数	累犯人数	緩刑人数	緩刑率
88 年11-12月	31	6	6	24.00
89 年	307	40	102	28.57
90 年	575	63	142	27.73
91 年 1-7月	381	48	82	24.62

注：緩刑率=緩刑人数/(拘役刑金二年以下科刑人数-累犯人数)*100計算所得

捌、家庭暴力暨性侵害防治

一、家庭暴力加害人處遇計畫

(一) 家庭暴力相對人鑑定工作

家庭暴力相對人審前鑑定工作是由精神科醫師、心理師與社會工作師以團隊運作的方式，共同對加害人進行團體活動及個別諮商，以評估其精神、心理、認知狀態與再犯的可能性，做成鑑定報告後提供予法官作為裁定時的參考。除提供裁定參考外，相對人鑑定工作尚具有適時瞭解相對人內在心理歷程及家庭關係和提供相關法律知識、終止暴力惡化的功能。自九十年八月至九十一年六月，共排定 19 場次（51 人次）進行審前鑑定。

(二) 家庭暴力加害人後續處遇

法院於裁定保護令或對犯家庭暴力罪、違反保護令罪而受緩刑宣告者，得命加害人於緩刑保護管束期間內接受加害人處遇計畫，處遇計畫的內容包括戒癮治療、精神治療、心理輔導或其他治療、輔導。經本局與衛生局合作，目前由國軍北投醫院、市立療養院、新光醫院、三軍總醫院及呂旭立紀念文教基金會擔任執行機構。

截至九十一年六月，台北市共接獲法院核發該款項者計 66 件，其中針對未遵守規定，移請警察機關卓處者，截至九十一年六月計有 15 件。

本市已完成家庭暴力處遇計畫流程之訂定，並編印「臺北市府家庭暴力加害人處遇計畫工作手冊」，結合各項心理諮商輔導及治療資源，以提供適切的處遇內容予加害人，以避免暴力事件再度發生。

(三) 定期召開聯繫會議

就家庭暴力相對人審前鑑定及加害人處遇工作，每季召開專案會議，參與單位包含法院、執行機構、社政、衛生、警政及鑑定人員，截至目前共計召開五次會議。

家庭暴力防治中心服務案件累計表

90.1 -12月份

縣 市	通報件數	保護令	諮詢件數	開案件數	緊急安置 件數	會面交往 件數
台北市	4695	697	74256	1991	290	18
高雄市	4417	17	20173	1943	126	20
台北縣	5406	3069	9745	5583	27	5
宜蘭縣	735	176	316	161	27	5
桃園縣	1987	315	3151	73	50	5
新竹縣	800	282	770	25	18	1
苗栗縣	480	173	672	535	15	0
台中縣	1491	474	2068	910	128	9
彰化縣	1128	827	2758	1020	14	0
南投縣	977	214	2267	507	84	1
雲林縣	726	383	396	81	0	0
嘉義縣	560	151	734	492	6	0
台南縣	1288	264	1615	466	15	2
高雄縣	2907	1229	10117	2448	222	0
屏東縣	2025	854	2170	618	37	0
台東縣	168	120	614	157	2	0
花蓮縣	607	141	1029	214	41	0
澎湖縣	150	58	148	52	7	0
基隆市	553	113	569	686	7	0
新竹市	961	284	1333	293	17	2
台中市	684	203	1119	196	26	1
嘉義市	463	187	1532	376	3	0
台南市	1062	226	1490	215	17	18
金門縣	67	5	152	155	18	0
連江縣	11	1	13	0	0	0
合計	34348	10463	139207	19197	1197	87

內政部家暴防治委員會 <http://www.moi.gov.tw/div6/sta.asp>より

矯正局統計資料

91年6月	教育人數	輔導人數	累進處遇人數	榮譽宗教師	認輔人	認輔團體	受認輔人	導讀人	讀書團體	讀書收容人	家基法
台北監	608	3947	2603	4	40	4	75	30	3	132	7
桃園監	259	2066	1530	2	8	1	30	7	1	50	8
桃園女監	1089	1124	650	1	02	8	73	5	5	380	0
新竹監	045	1889	865	5	2	2	26	5	5	892	0
台中監	3411	8292	3448	2	8	2	38	6	10	732	8
中女監	305	667	802	2	17	6	43	6	3	238	1
彰化監	2035	2036	2017	6	4	1	6	2	1	280	5
雲林監	505	1820	925	5	8	1	16	4	1	1089	5
嘉義監	1024	1852	912	6	05	13	125	4	4	237	2
嘉義監	1120	1507	1800	1	31	1	61	0	2	70	0
台南監	4700	2050	2608	0	3	1	3	3	2	82	03
明德監	0	481	316	0	2	1	18	2	2	66	2
高雄監	310	5250	2138	5	6	5	60	12	12	96	2
高雄第二監獄	698	1051	915	5	14	2	79	3	2	110	0
高女監	698	1637	718	0	6	4	13	0	0	0	0
屏東監	1452	3103	1468	2	2	1	18	1	1	88	1
台東監	127	735	158	3	2	2	6	1	1	12	1
武陵監	471	3974	471	2	7	4	12	3	1	30	0
綠島監	125	268	125	2	6	2	23	1	1	10	1
花蓮監	1820	1812	1451	7	10	5	54	6	8	205	6
自強監	96	792	312	1	1	1	1	0	0	13	0
宜蘭監	108	2374	1580	7	37	7	370	7	4	235	3
基隆監	230	568	236	3	9	2	42	4	1	18	0
澎湖監	48	1922	1594	2	3	3	9	13	12	1268	0
金門監	78	405	81	1	0	0	0	0	0	14	0
榮源技訓	170	2355	987	4	2	1	8	5	5	01	0
東成技訓	94	2498	1527	3	17	10	38	4	2	177	0
岩灣技訓	40	478	478	5	0	1	5	1	1	15	0
台北所				6	1	1	29	5	2	56	3
士林所				0	8	1	37	2	2	271	5
新竹所				2	10	1	20	50	4	500	0
台中所				2	4	2	243	15	3	322	0
彰化所				3	9	7	20	1	1	42	0
南投所				5	4	2	3	1	5	68	0
嘉義所				4	4	2	4	1	1	56	0
台南所				0	4	3	40	1	1	25	19
屏東所				3	3	1	6	8	2	120	0
花蓮所				3	12	3	6	3	2	77	0
基隆所				2	3	2	15	1	1	14	0
苗栗所				3	5	1	20	1	1	23	0
北少觀				5	220	5	220	9	8	220	0
中少觀				2	52	2	56	3	2	39	0
南少觀				1	18	8	30	6	1	16	0
桃少輔				2	165	5	272	5	1	49	0
彰少輔				2	58	8	103	2	2	30	0
誠正中學				10	16	6	526	5	5	41	0
明陽中學				6	220	10	220	8	4	220	0
合計	23355	59854	31667	162	1200	101	3182	269	134	8771	142
少年收容人(團體+人數)					749	44	1487				